# 田舎館村立地適正化計画(素案)

令和4年10月

田舎館村建設課

# 目 次

第1章 立地適正化計画の位置づけと前提等	
1. 計画の目的と位置づけ	1- 3
2. 計画の前提	1- 5
3. 上位・関連計画	1- 9
第2章 田舎館村の現況	
1. 都市・市街地形成の経緯	2- 3
2. 人口、世帯数	2- 7
3.公共交通	2-10
4.産業	2-13
5. 市街地開発事業等	2-18
6.都市施設	2-19
7.法規制	2-21
8. 財政	2-25
9. 村民意向	2-27
10. 主要施設配置	2-29
11. 防災	2-37
第3章 将来の見通しとまちづくりの課題	
第3章 付来の見通してよりフトッの課題 1. 人口等の課題	າ າ
1. 人口寺の課題	
<ol> <li>公共交通の課題</li></ol>	
3. 王安旭改能直の課題	
4. 巾街地釜棚の課題 [分野別 まちづくりの課題 総括]	
1分野別 まらりくりの課題 総括」 5. 都市構造の評価からみた課題	
6. 本計画における課題	3-10
第4章 まちづくりの基本方針	
1. 立地適正化計画が目指すべき将来都市像	4- 3
2. 都市の骨格構造	
3 まちづくりの方針・誘導方針	

第5章	居住誘導区域	
1	. 居住誘導区域の設定方針	5- 3
2	. 居住誘導区域の設定	5-10
第6章	都市機能誘導区域	
1	. 都市機能誘導区域の設定方針	6- 3
2	. 都市機能誘導区域の設定箇所	6- 7
3	. 誘導施設の設定方針	6- 8
4	. 誘導施設の設定内容	6-12
第7章	防災指針	
1	. 防災指針とは	7- 3
2	. 防災・減災まちづくりに向けた課題	7- 5
3	. 防災まちづくりの将来像、取組み方針	7-10
4	. 具体的な取組み、スケジュール	7-12
第8章	誘導施策	
1	. 誘導施策の設定方針	8- 3
2	. 誘導施策の設定内容	8- 5
第9章	計画評価と進行管理	
1	. 評価指標の設定及び評価	9- 3
2	. 計画の見直し・進行管理について	9- 6
第10章	届出制度	
1	. 居住誘導区域に係る届出制度	10- 3
2	. 誘導施設に係る届出制度	10- 4

# 第1章

立地適正化計画の位置づけと前提等

# 1. 計画の目的と位置づけ

#### (1) 計画策定の背景と目的

戦後、増加が続いていた日本の総人口がピークに達し、多くの自治体で人口が減少に 転じる中、本村においても少子高齢化や過疎化の進行により人口減少が続いています。

少子高齢化による人口減少は将来さらに進行することが見込まれており、すべての 住民が安心して健康で快適な生活環境を実現するため、財政面及び経済面において持 続可能な都市経営を実現していくことが大きな課題となっています。

こうした状況を受けて、わが国では医療・福祉・介護施設、商業施設、子育て施設 及び居住施設等が各拠点にまとまり、高齢者をはじめとする住民が、公共交通により これらの生活基盤施設等にアクセスできるような交通網を考慮しつつ、都市の全体構 造についての見直しを「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で進めていく ことが課題となりました。以上のような背景を踏まえ、平成 26 (2014) 年に都市再生 特別措置法が改正され、『立地適正化計画』が制度化されました。

立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、その都市の現況を分析・把握し、将来を見据えた上で、居住機能や医療・福祉・商業等の様々な都市機能を適正な場所に誘導・集約していく「コンパクトなまちづくり」と「地域公共交通ネットワーク」との連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた具体的な取組みを推進するものです。

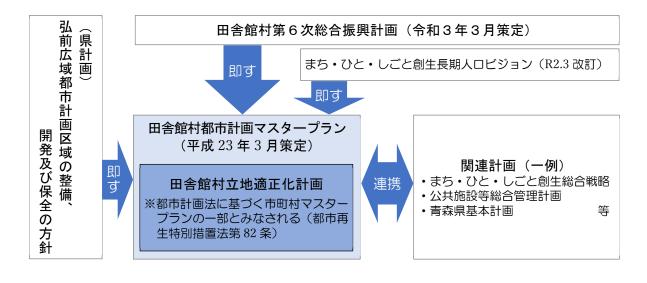
#### (2)計画の位置づけ

立地適正化計画は平成 26 (2014) 年の都市再生特別措置法改正により創設された ものであり、これまでの都市計画制度を補完・高度化する形で、コンパクト・プラス・ ネットワークを実現するために市町村が策定できる計画です。

本計画では居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定め、特定の建築物について建築の事前届出勧告の対象とすることにより区域内に都市機能や居住を誘導していきます。誘導区域を定めたエリアでは、まちづくりに対する国等による支援を受けることができます。

従来の都市計画制度は中長期的な将来の目標を設定して規制・誘導・整備を行っていくものでしたが、立地適正化計画ではこれに加えて民間を巻き込んで行う都市機能 誘導や地域交通再編等により、コンパクトシティの実現を目指す計画になります。

#### ◆本計画の位置づけ

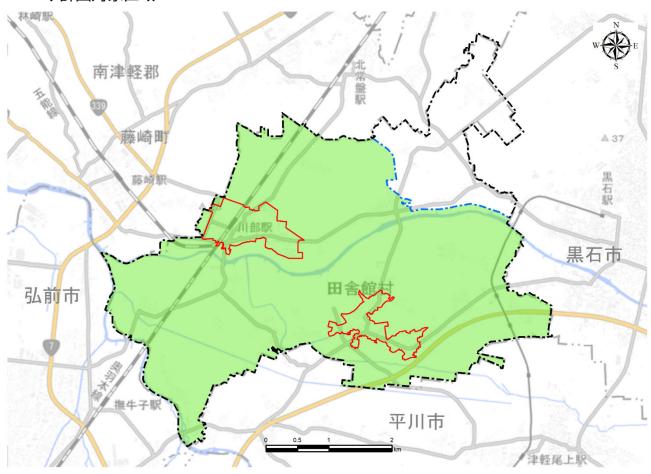


# 2. 計画の前提

#### (1) 計画対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、本村の行政区域(2,235ha)のうち、弘前広域都市計画区域に含まれる1,916haとします。

#### ◆計画対象区域



- 立地適正化計画対象区域
- ----- 行政界
- ----- 都市計画区域界
- —— 市街化区域界

本村の都市計画区域には、市街化区域が143ha 決定されており、本計画ではこの市街化区域内に、以下の誘導区域を設定するものとします。

#### 居住誘導区域(市街化区域内)

居住誘導区域は、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、都市の中心拠点等の周辺や人口密度水準が確保されているエリアで、公共交通で容易にアクセスできるエリアを踏まえ設定します。

#### 都市機能誘導区域(居住誘導区域内)

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。設定の際には、土地利用の実態や交通施設、都市機能施設、公共施設の立地を踏まえ、地域としての一体性を重視します。

# (2)計画期間

平成 23 (2011) 年3月に策定された田舎館村都市計画マスタープランでは目標年次を概ね 20 年後の令和 12 (2030) 年とし、都市の姿を展望しています。

立地適正化計画においては直近の国勢調査年次である令和2 (2020 年) 年を基準 年次とし、目標年次を令和22 (2040) 年を目標年次とする20 年間とします。

また、本計画は概ね5年ごとに設定した各評価指標の定量的な分析、施策の進捗や 達成度による検証・評価を行うとともに、上位計画である総合振興計画や都市計画マ スタープランの改定等の際は、整合性を保ちながら必要に応じて見直しや変更を行う ものとします。

基準年次: 令和 2 (2020) 年

目標年次:令和22(2040)年

#### (3) 定めるべき事項

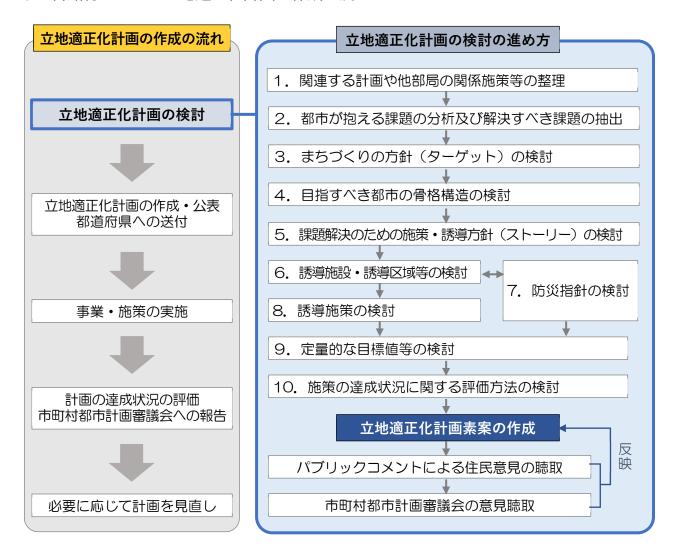
立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握等を考慮し策定するものです。

定めるべき事項及び立地適正化計画検討の流れは、次に示すとおりです。

#### 《定めるべき事項・都市再生特別措置法第81条第2項》

- 1)住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2)都市の居住者の居住を誘導すべき区域(以下「居住誘導区域」という。)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 3) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(以下「都市機能誘導区域」という。)及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
- 4)都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等 に関する事項
  - イ 誘導施設の整備に関する事業
  - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
  - ハ イ又は口に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 5)第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
- 6)前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を 図るために必要な事項

◆田舎館村における立地適正化計画の作成の流れ



資料:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 令和3年7月改定)

# 3. 上位・関連計画

本計画と連携を図るべき計画及び事業について、関連するものは以下のとおりです。なお、計画の概要については資料編に整理します。

# ◆上位計画及び関連計画・事業一覧

位置づけ	番号	計画名称	目標年次	策定主体
上位計画	1	第6次田舎館村総合振興計画	令和 12 (2030)年度	村
	2	田舎館村都市計画マスタープラン	令和 12 (2030)年度	村
	3	青森県都市計画マスタープラン	_	県
	4	弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針	令和 12 (2030)年度	県
関連計画	1	田舎館村 第2期 まち・ひと・しごと創生総合 戦略	令和6 (2024)年度	村
	2	田舎館村公共施設等総合管理計画	令和 27 (2045)年度	村
	3	青森県基本計画	令和5 (2023)年度	県
関連事業	1	川部駅操車場跡地開発基本計画	_	村

1-10	
1 10	

# 第2章

田舎館村の現況

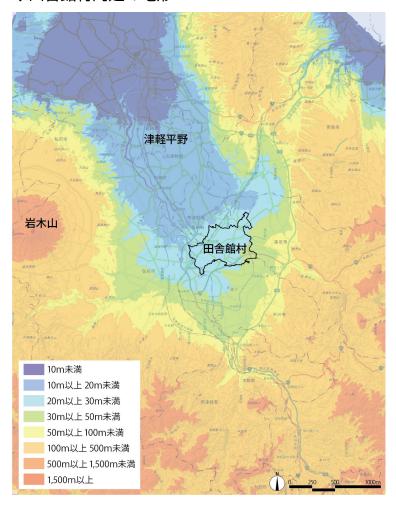
# 1. 都市・市街地形成の経緯

#### (1) 地勢

田舎館村は津軽平野の南側に位置し、東に八甲田連峰、西に岩木山をのぞむ青森県で面積が一番小さい村です。村の中央を流れる浅瀬石川、弘前市との境を南北に流れる平川があることから、土地の大部分は河水に運ばれた土が堆積して生じた土壌(沖積土)で覆われており、豊かな水と肥よくな土壌は、はるか昔から現在まで私たちにたくさんの恵みを与え続けています。

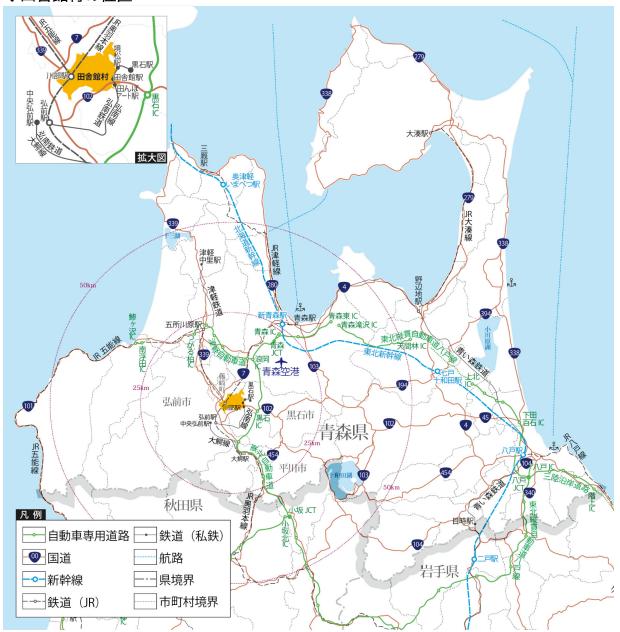
村の中央を東西に流れる浅瀬石川の清流や肥よくな土壌の恵みを享受している本村は稲作と縁が深く、国史跡に指定されている垂柳遺跡からは弥生時代の水田跡が発見されており、稲作の歴史と文化を現代に継承し続けています。本村では農業を基幹産業としながら、周囲を弘前市、黒石市、平川市、藤崎町に囲まれている立地条件を活かして企業誘致を進めており、「つながりが笑顔を育む わが 田舎」として、発展を続ける取組みを行っています。

#### ◆田舎館村周辺の地形



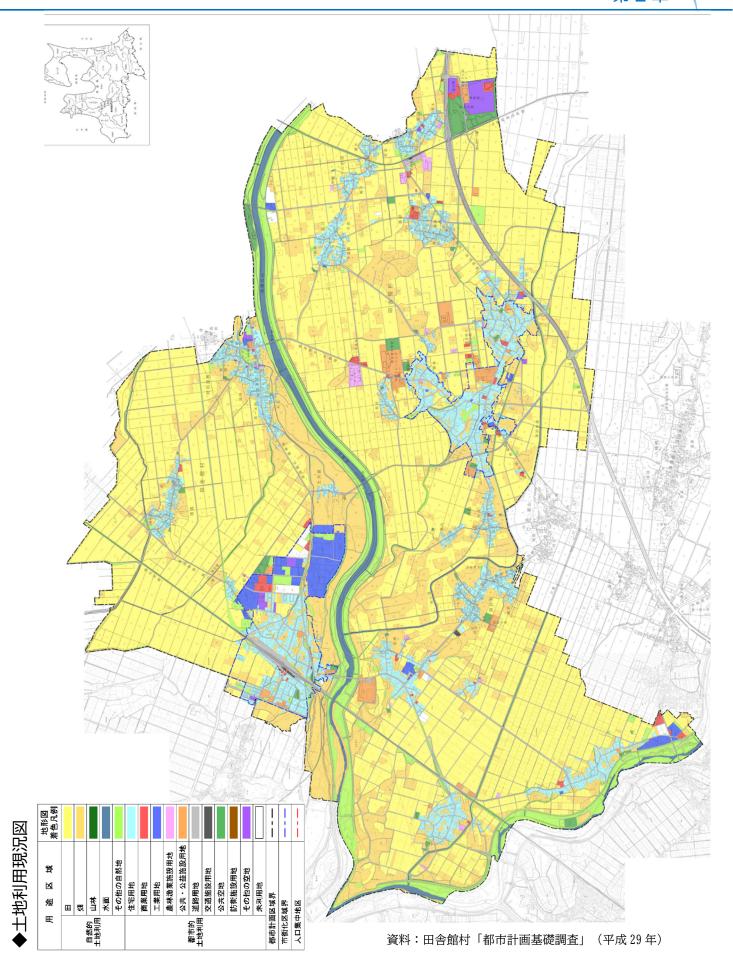
資料:国土地理院「地理院地図 Vector」

#### ◆田舎館村の位置



# (2) 土地利用

浅瀬石川北岸の台地上には一団の樹園地(主にりんご畑)が広がっていますが、その他の低平地の多くは水田となっています。都市的土地利用が中心となっている市街地は2つあり、田舎舘市街地は古くからの町割りを残す住宅地を主とした中心集落地、川部市街地はJR川部駅周辺に形成された市街地で、東部は田舎館村工業団地です。川部市街地には唯一の商業集積地が駅西口に存在しますが、モータリゼーションの進展に伴い、今では店舗はほとんど営業していません。その他、市街化調整区域の主要道路交差部に既存集落が形成されています。市街化調整区域におけるその他の都市的土地利用は道の駅いなかだて「弥生の里」などがあります。



#### (3) 市街地

本村には村役場周辺に形成された田舎舘市街地と、JR川部駅周辺に形成された川部市街地があり、ともに市街化区域に指定されています。両市街地とも、人口密度とその規模は国勢調査が定める人口集中地区(DID)の基準に満たず、これまで本村に当該地区が存在したことはありません。

田舎舘市街地の面積は 56ha、川部市街地の面積は 87ha、あわせて市街化区域の面積は 143ha となっています。

#### (4) 地価

令和4 (2022) 年地価公示によれば、役場周辺の住宅地は 12,100 円/㎡、JR川部駅西口の住宅地は 9,200 円/㎡、東口の住宅地は 5,900 円/㎡となっており、住宅地の村平均は 9,100 円/㎡となっています。

周辺市町村の地価公示価格の平均は大鰐町 10,100 円/㎡、藤崎町 9,300 円/㎡、弘前市 28,500 円/㎡であり、本村は周辺市町村と比べて地価水準が低い傾向があります。

# 2. 人口、世帯数

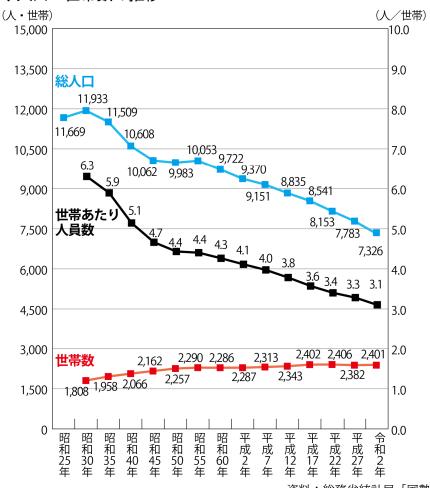
#### (1)総人口、世帯数

本村の人口は、第1次ベビーブームと第2次ベビーブームの時期を除けば、戦後ほぼ一貫して減少傾向となっています。背景としては転出超過による過疎化があります。かつては大都市圏への人口流出が主な要因となっていましたが、近年は近隣の都市への人口流出に加えて少子高齢化による自然減が人口減少の要因となっています。

国勢調査による人口推移では、令和 2 (2020) 年人口は 7,326 人で、平成 27 (2015) 年からの変化率は-5.8%、平成 22 (2010) 年からの近 10 年変化率は-10.5%となっています。

世帯当たり人員数は、かつての大家族から核家族化の進行による低下が続いており、令和2 (2020) 年で3.1 人/世帯となっています。核家族化による世帯分離をもってしても世帯数はほぼ横ばいで推移しており、令和2 (2020) 年の世帯数は2,401 世帯となっています。

#### ◆人口・世帯数の推移



資料:総務省統計局「国勢調査報告」より作成

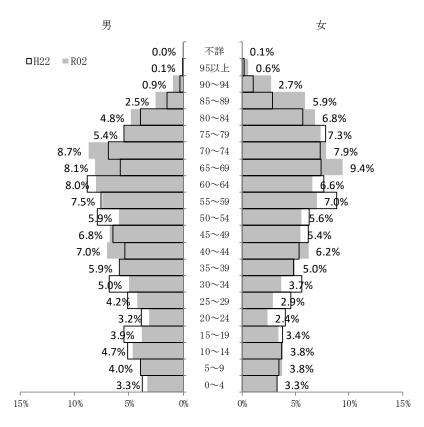
#### (2)区域区分別人口

国土交通省の都市計画現況調査によれば、本村の令和2(2020)年の市街化区域人口は2,700人、市街化調整区域の人口は3,700人であり、市街化区域人口密度は18.9人/ha・市街化調整区域人口密度は2.1人/haとなっています。

#### (3) 人口年齢構成

国勢調査による本村の令和2 (2020) 年の65歳以上人口比率は36.0%であり、県平均の33.4%を上回っています。男女年齢別の人口ピラミッドを10年前と比較すると、20~30歳代の比率が低下し、60歳代や80歳代の比率が上昇しています。そのため、今後は後期高齢者の増加が見込まれます。

#### ◆男女年齢別人口構成



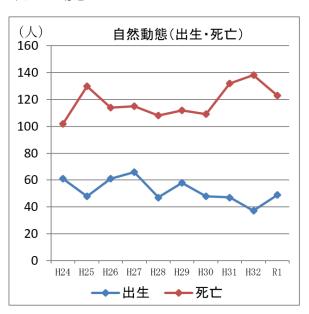
	田舎館村			青森県		
	平成22(	2010)年	令和2	(2020) 年	令和2(	(2020) 年
65歳以上	2, 317	28. 4%	2,639	36.0%	412, 943	33.4%
15~64歳	4, 896	60. 1%	3, 845	52. 5%	676, 167	54.6%
0~14歳	940	11. 5%	836	11.4%	129, 112	10.4%
総人口	8, 153	100.0%	7, 326	100.0%	1, 237, 984	100.0%

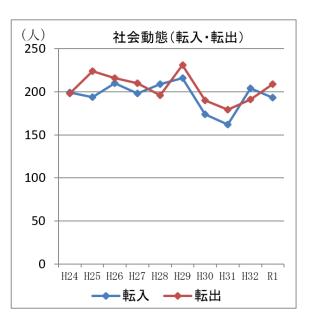
資料:総務省統計局「国勢調査」

# (4)人口動態

本村の人口減少の主な要因は死亡が出生を上回る自然減であり、年々その差は拡大しています。1990年代から 2000年代にかけて転出が転入を上回る社会減がみられましたが、2010年代以降、社会減は縮小傾向にあります。なお、転入は黒石市、青森市など、転出先は青森市などが中心となっています。

#### ◆人口動態





資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

# (5) 出生率

厚生労働省の人口動態調査によれば、本村の合計特殊出生率は平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年の間は全国平均・県平均を下回っていましたが、平成 25 (2013) 年から平成 29 (2017) 年の間は全国平均 (1.43) 青森県平均 (1.42) を上回る 1.56 と大幅に改善されています。この間、本村ではまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて少子化対策を推進しており、展開されてきた各種施策が奏功したものと考えられます。

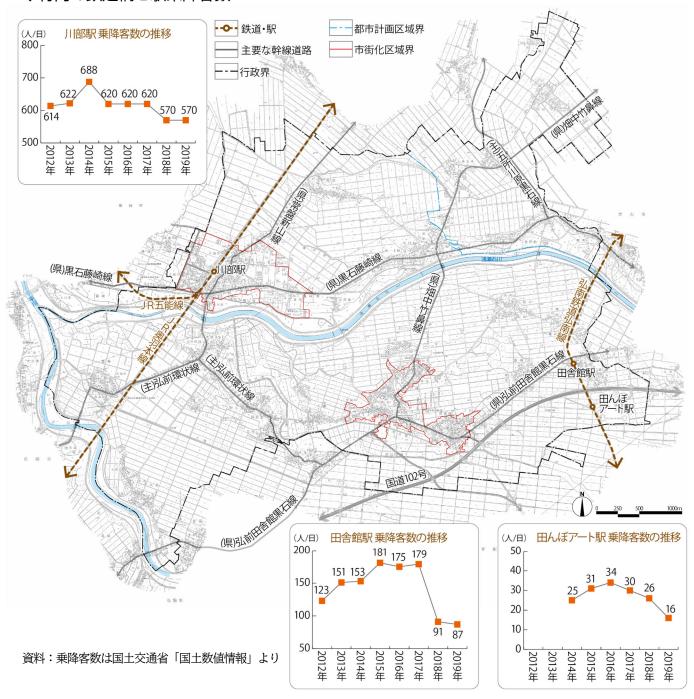
# 3. 公共交通

#### (1) 鉄道

村内にはJR奥羽本線・五能線、弘南鉄道弘南線の3路線の鉄道が通っており、JR は川部駅、弘南鉄道弘南線は田舎館駅、田んぼアート駅の計3駅が立地しています。

JR川部駅はJR弘前駅の業務委託駅であり、令和 2 (2020) 年のJR川部駅の 1 日乗車人員数は 260 人 (2000 年は 480 人) です。弘南鉄道田舎館駅の平成 29 (2017) 年の 1 日乗車人員は 179 人となっています。

#### ◆村内の鉄道網と駅乗降客数

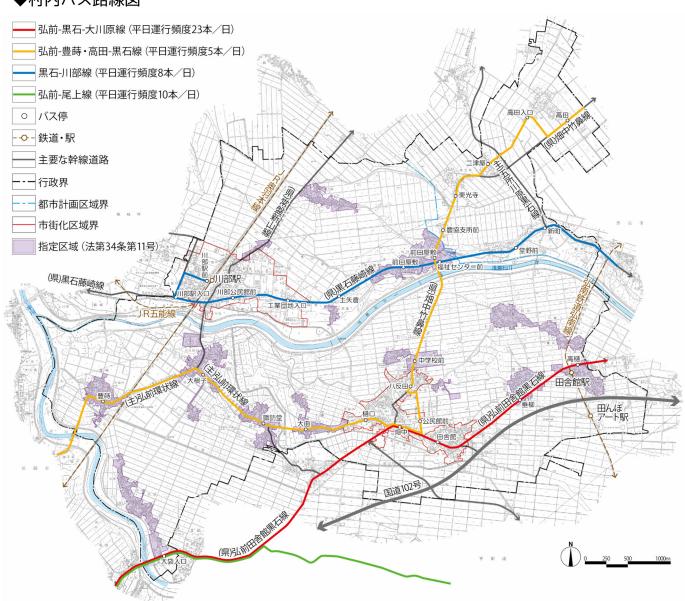


# (2) バス(弘南バス)

本村を通る路線バス網はJR川部駅を起終点とする黒石-川部線の他は弘前市を 起終点とする都市間路線が村内を経由する形となっており、主に隣接する弘前市と黒 石市を結ぶ路線です。それぞれの路線の平日運行本数は以下のとおりです。

- 弘前-黒石-大川原線(平日運行頻度23本/日)
- 弘前-豊蒔・高田-黒石線(平日運行頻度5本/日)
- 黒石-川部線(平日運行頻度8本/日)
- 弘前-尾上線(平日運行頻度10本/日) 以上、弘南バス

#### ◆村内バス路線図



資料:鉄道・バスルートは田舎館村「都市計画基礎調査」(平成29年度)、運行本数はNAVITIMEより

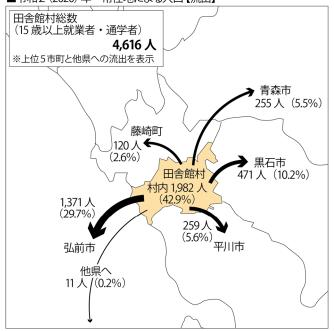
#### (3) 通勤・人口流動

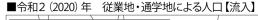
令和2(2020)年国勢調査における通勤・通学流動の流出先・流入元を分析しまし た。田舎館村に居住する 15 歳以上就業者・通学者のうち、村内に通っている人は約 4割にとどまり、残りの6割の流出先は1位が弘前市、2位が黒石市、3位が平川市、 4位が青森市となっています。田舎館村で就業・通学している人のうち、村内に居住 している人の割合は約6割となっており、残りの4割となる流入元は1位が黒石市、 2位が弘前市、3位が平川市となっています。

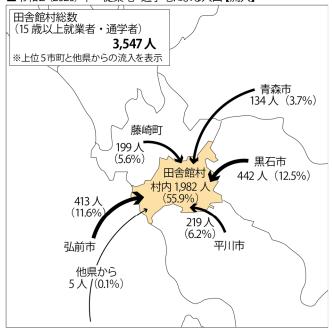
以上から、本村は隣接する弘前市や黒石市との人の動きが活発であること、弘前市 については流出超過であり黒石市については流出流入がほぼ均衡していることが分 かります。

#### ◆通勤・通学流動

■令和2(2020)年 常住地による人口【流出】







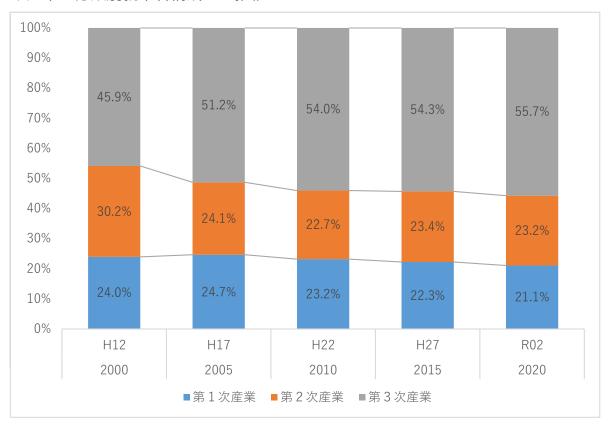
資料:総務省統計局「国勢調査」(令和2年)

# 4. 産業

# (1) 就業構造

令和2 (2020) 年国勢調査によれば、本村の15歳以上就業者の産業3分類別構成 比は第1次産業21.1%、第2次産業23.2%、第3次産業55.7%であり、第3次産業 が最も大きな比率を占めています。

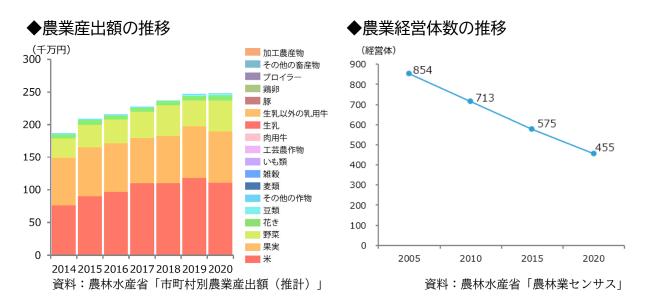
#### ◆産業3分類別就業者構成比の推移



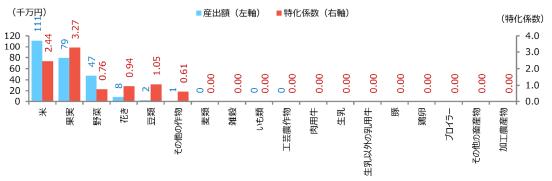
資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

#### (2)農林漁業

本村の農業産出額のうち、最も大きいのは米 (水稲) であり、これに果実 (りんご)、 野菜 (トマト等) が続きます。農業産出額は増加傾向にありますが、経営体数は減少傾 向です。経営体当たりの農業産出額は全国や青森県平均と比較して低くなっています。

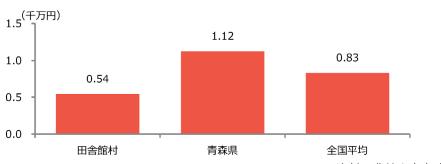


#### ◆品目別農業産出額 令和2(2020)年



資料:農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

#### ◆経営体当たり農業産出額 令和2(2020)年



資料:農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

# (3)製造業

本村の令和元(2019)年の製造業の状況をみると、製造品出荷額は約136億円で、 製造業従業者数は1,038人、従業者1人当たり出荷額は約1,311万円です。近年の推 移をみると、事業所数、従業者数、出荷額ともに上昇傾向にあります。出荷額の上昇 には農産品の6次産業化が寄与しているものとみられます。

#### ◆製造業の推移



資料:経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

#### (4)商業

本村の平成 28 (2016) 年の商業の状況をみると、年間商品販売額は 2,768 百万円、 小売店の売場面積は 1,216 ㎡となっています。小売業の事業所数、従業者数は減少傾 向にありますが、これは食料品小売業の減少によるところが大きくなっています。

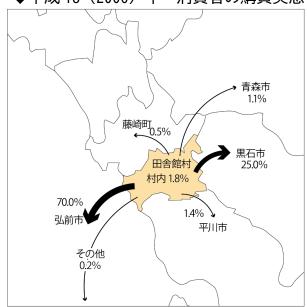
古い調査ではありますが、平成 18 (2006) 年の消費購買実態をみると、本村の購買力の 70%が西に隣接する弘前市に、25%が東に隣接する黒石市に流出しており、村内での購買は2%足らずとなっています。

#### ◆小売商業の推移



資料:経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

#### ◆平成 18(2006)年 消費者の購買実態【流出】



資料:青森県ほか 「平成 18 年度消費購買動向による商圏調査報告書」



#### (5) 地域経済循環

RESAS (地域経済分析システム) によれば、平成30 (2018) 年の本村の地域経済循環率は68.5%にとどまっています。生産(付加価値額)は第3次産業が主体であり、第1次・第2次産業の1人当たり生産額が低い傾向があります。お金の流れをみると、地域外からの所得流入が多く、そのまま地域外への支出による流出が多い構造となっています。

#### ◆田舎館村の地域経済循環図

地域経済循環率 **68.5%** 

#### 地域経済循環図 2018年

指定地域:青森県田舎館村



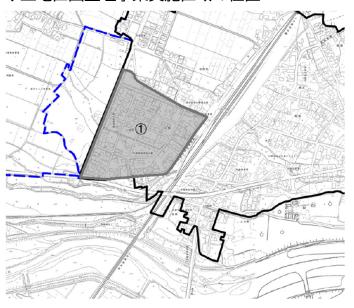
資料:内閣府「RESAS (地域経済分析システム)」

# 5. 市街地開発事業等

#### (1) 市街地開発事業の実績

本村における市街地整備の実績としては、昭和60 (1985) 年に完了した「川部駅前地区土地区画整理事業」があります。事業主体は村、事業面積は7.6ha、事業期間は昭和55 (1980) 年から昭和60 (1985) 年、土地利用の主な用途は住宅となっています。その他の市街地開発事業等としては、JR川部駅前地区に隣接する川部操車場跡地において、住宅系の開発が検討されています。

#### ◆土地区画整理事業実施区域の位置



資料:田舎館村「都市計画基礎調査」(平成29年)

# 6. 都市施設

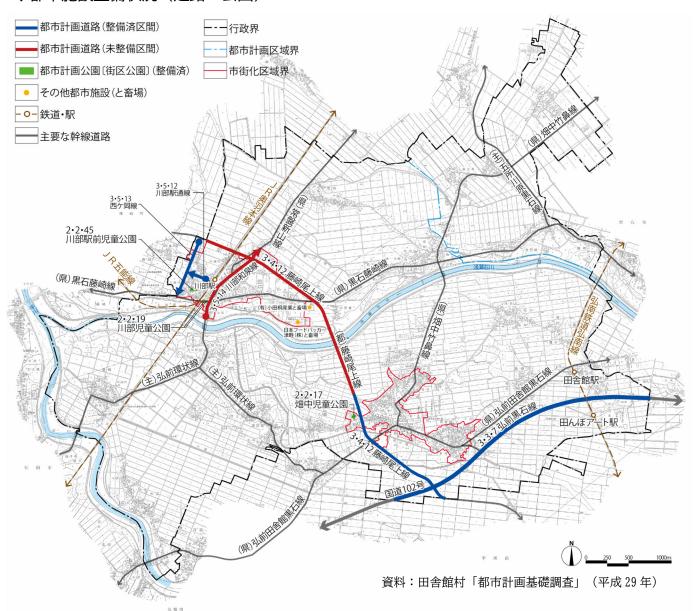
#### (1)都市計画道路

本村では都市計画道路が5路線決定されており、うち整備済みは3路線、一部未整備が1路線、未整備が1路線となっています。計画決定延長は9,808m、整備済み延長は6,418m、整備率は65.4%となっています(令和2(2020)年度末現在)。

#### (2)都市公園・緑地

本村で都市計画決定されている公園緑地は街区公園が3か所であり、全て開設済み となっています。

#### ◆都市施設整備状況(道路・公園)



# (3)下水道その他

本村の汚水処理は公共下水道等により行われています。このうち、公共下水道(流域関連)事業の全体計画面積は311ha、都市計画決定面積は241.4ha、供用面積は233haとなっています(令和2 (2020)年度末現在)。

# ◆公共下水道整備状況

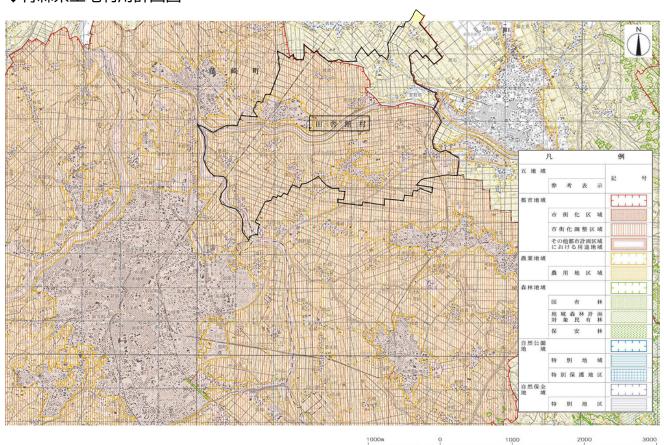


# 7. 法規制

#### (1) 国土利用計画法関連土地利用規制

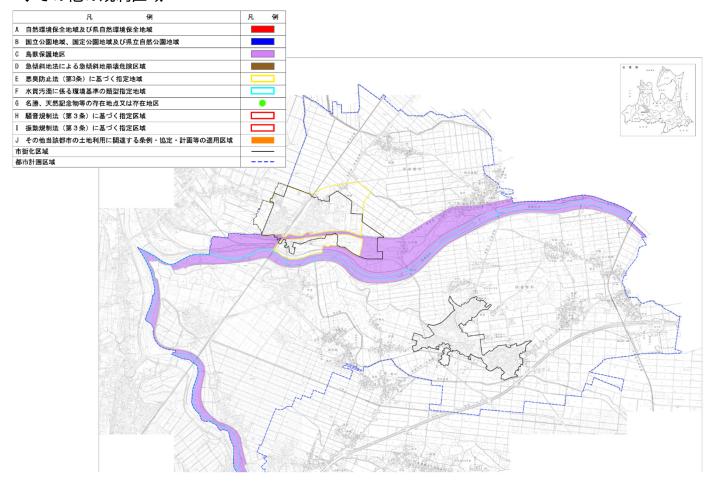
本村は市街化調整区域の全域が農業振興地域となっており、農地の多くは農用地区域に指定されています。その他の土地利用規制としては浅瀬石川と平川沿いに鳥獣保護地区が、川部市街地周辺に悪臭防止法(第3条)に基づく指定地域が存在します。平坦な地形となっているため土砂災害防止関連の指定区域はありません。

#### ◆青森県土地利用計画図



資料:青森県「土地利用基本計画書」(平成30年)

#### ◆その他の規制区域



資料:田舎館村「都市計画基礎調査」(平成29年)

#### (2)都市計画

#### ① 地域地区

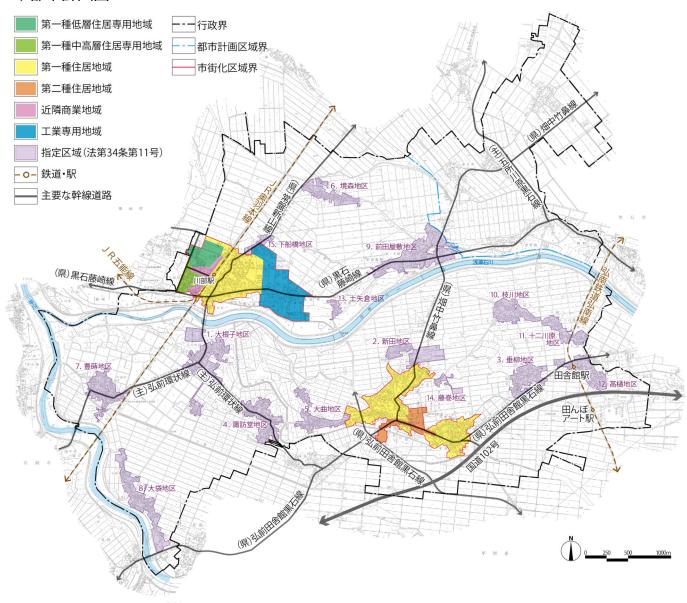
田舎館村は行政区域の北東部を除く 85.7%が都市計画区域(弘前広域都市計画) となっています。また、本都市計画区域は線引き都市計画区域であり、2箇所に市街 化区域が指定されています。両市街化区域全域に用途地域が決定されており、田舎舘 市街地には役場周辺に第2種住居地域と第1種住居地域が、川部市街地には駅西側に 近隣商業地域と第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域が、駅東側と西 側の都市計画道路沿道に第1種住居地域が、市街地東側の工業団地に工業専用地域が それぞれ指定されています。

指定区域は次頁図のとおりです。

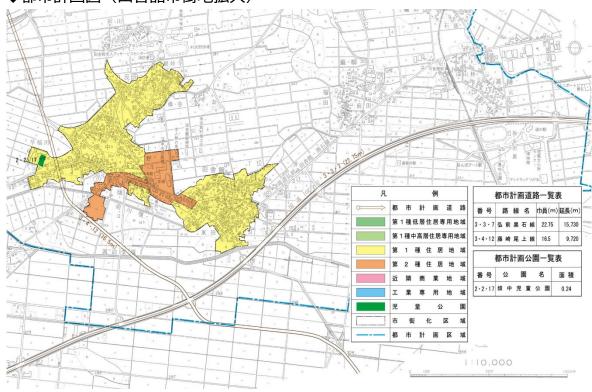
## ② その他

市街化調整区域内は市街化を抑制する区域であり、農林漁業等に関連した住宅以外は、原則、建築できないことになっていますが、本村の市街化調整区域の指定区域(都市計画法第34条第11号指定区域)内では、一定の基準を満たす場合、一戸建て専用住宅の建設が可能となっています。指定区域は下図のとおりです。

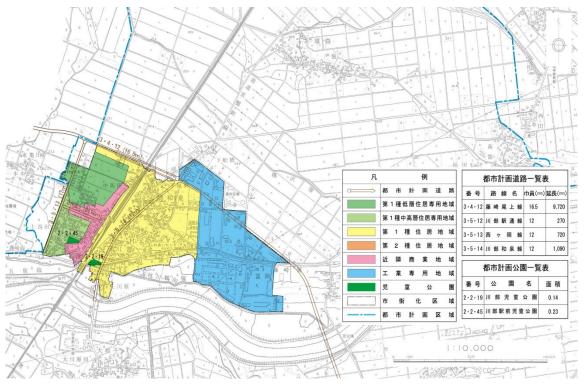
## ◆都市計画図



## ◆都市計画図(田舎舘市街地拡大)



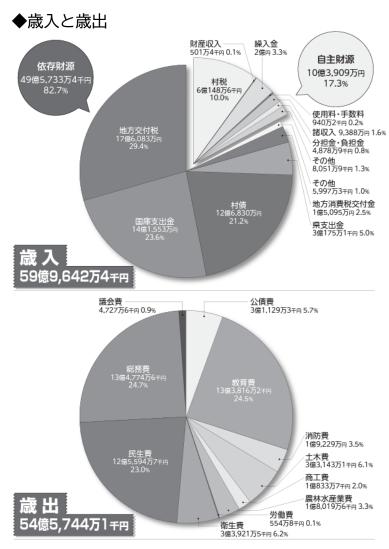
# ◆都市計画図 (川部市街地拡大)



# 8. 財政

## (1)歳入歳出の推移

本村の令和2(2020)年度の人口1人当たり歳入額は514.9千円、同じく人口1人 当たり歳出額は482.2千円となっています。同じく令和2(2020)年度の自主財源比 率は17.3%、依存財源比率は82.7%となっています。



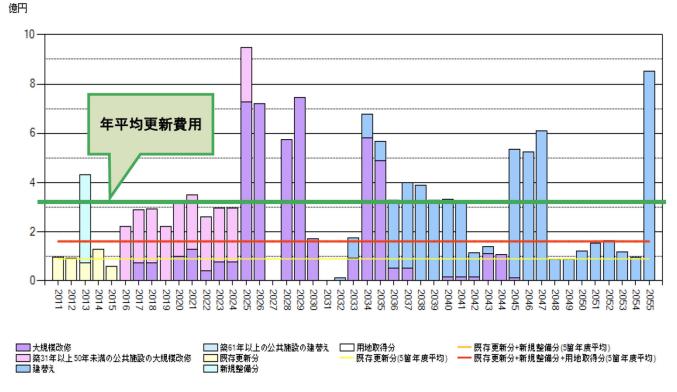
資料:田舎館村「広報いなかだて」(2021年11月)

# (2)公共施設の維持管理

村が平成 28 (2016) 年に策定した公共施設等総合管理計画によれば、本村の公共 建築物は年平均約4億円の更新費用が必要であり令和7 (2025)年から令和17 (2035) 年にかけて大規模更新費用がかさむことが予想されています。

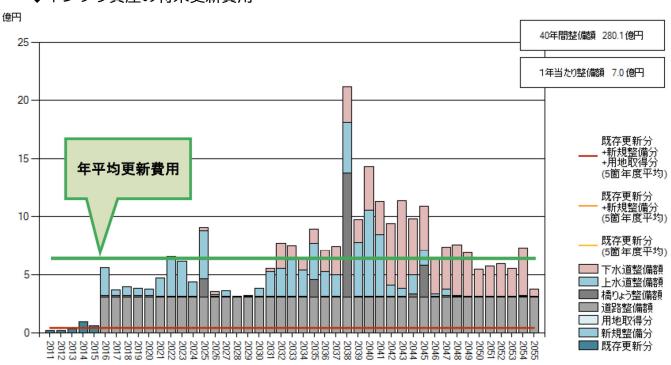
また、道路等のインフラの更新費用は年平均約7億円必要であり、令和12(2030)年代以降上下水道の整備費が増大することが予想されています。

## ◆公共建築物の将来更新費用



資料:田舎館村「公共施設等総合管理計画」(平成28年11月)

#### ◆インフラ資産の将来更新費用



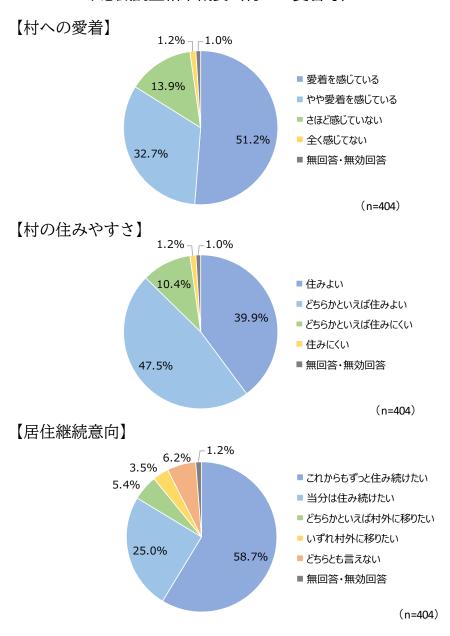
資料:田舎館村「公共施設等総合管理計画」(平成28年11月)

# 9. 村民意向

第6次田舎館村総合計画策定にあたって実施された「田舎館村むらづくりアンケート」 では、以下のような意向が示されています。

愛着や住みやすさへの評価については積極的な好評価は一定の割合にとどまるものの、大勢としては肯定的な評価が否定的な評価を上回っています。居住継続意向については「これからもずっと住み続けたい」という方が約6割と最も多くなっていますが、「当分は住み続けたい」という将来の移転に含みを残している人も一定程度存在するようです。

## ◆意識調査結果概要(村への愛着等)



資料:田舎館村「第6次田舎館村総合振興計画策定 アンケート結果報告」

施策の満足度・重要度の平均を原点として4象限に分けた項目の分布は下のグラフのとおりです。このグラフで注目すべきは右下の領域B(満足度は低いが、重要度が高い)です。特にこの傾向が顕著となっているのは以下の3項目です。

- 道路・公共交通の整備
- 住まいを取り巻く環境の整備
- 雪対策

## ◆意識調査結果概要(施策の満足度・重要度)



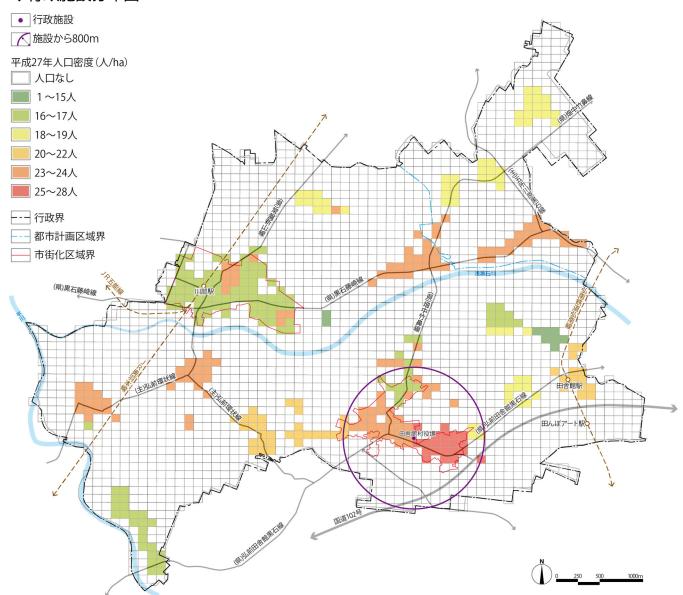
資料:田舎館村「第6次田舎館村総合振興計画策定 アンケート結果報告」

# 10. 主要施設配置

# (1) 行政施設

本村の行政窓口は村役場に集約されており、支所等は設置されていません。このため、田舎舘市街地以外は徒歩利用圏外となっています。

## ◆行政施設分布図

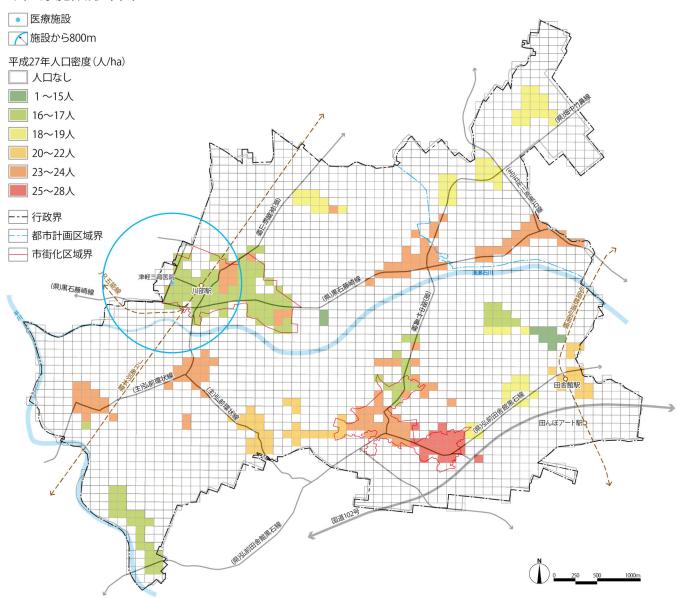


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…Google Map等

# (2) 医療施設

村内の医療施設は川部市街地の診療所1か所のみであり、病院はありません。このため、医療施設徒歩圏に含まれるのは川部市街地の一部のみとなっています。

## ◆医療施設分布図

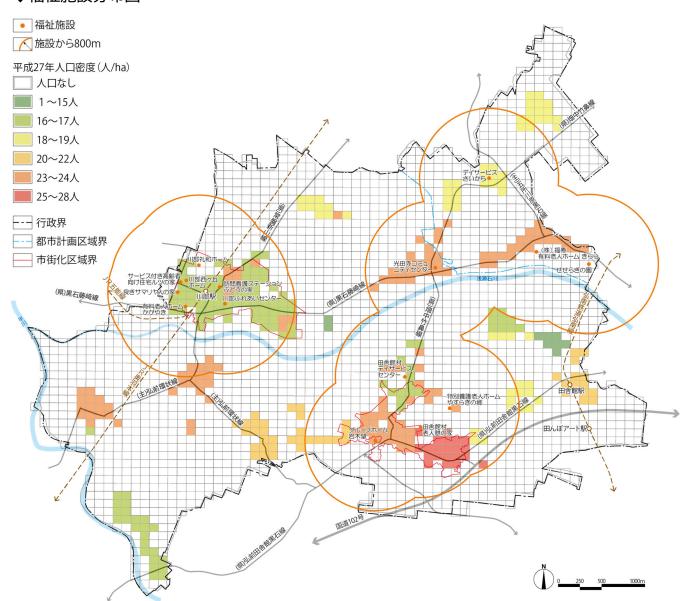


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…青森県「青森県健康 福祉関係施設名簿」

# (3)福祉施設

村内には公的な福祉施設4施設と介護福祉サービス事業所 11 の計 15 施設があり、 2つの市街地とほとんどの主要集落が徒歩圏に含まれています。

## ◆福祉施設分布図

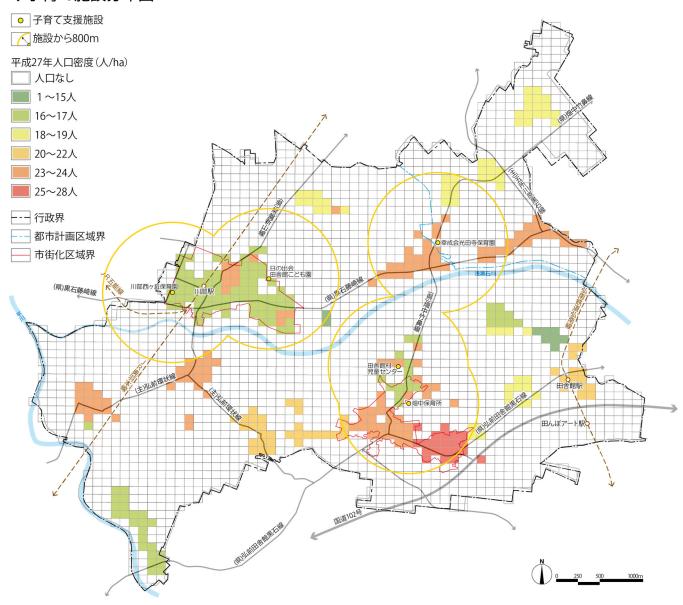


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…青森県「青森県健康 福祉関係施設名簿」

# (4)子育て支援施設

村内には保育所(園) 3施設、認定こども園1施設、児童センター1施設の計5施設の子育て支援施設が立地しています。2つの市街地はともに施設利用圏に含まれる形となっています。

## ◆子育て施設分布図

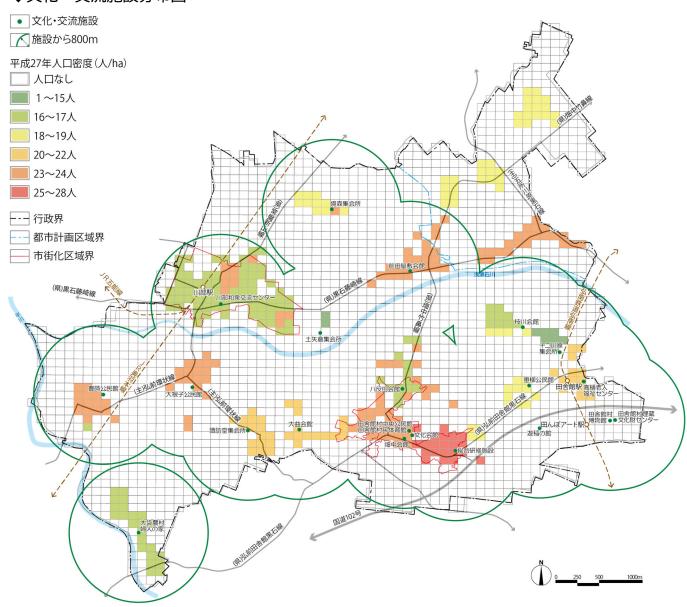


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…村資料

# (5) 文化交流施設

村内の各地区に公民館や集会所が立地しており、2つの市街地とその他の集落地が 施設徒歩利用圏に含まれています。中核的な施設である中央公民館や文化会館、村民 体育館は村役場周辺に集約立地しています。

## ◆文化・交流施設分布図

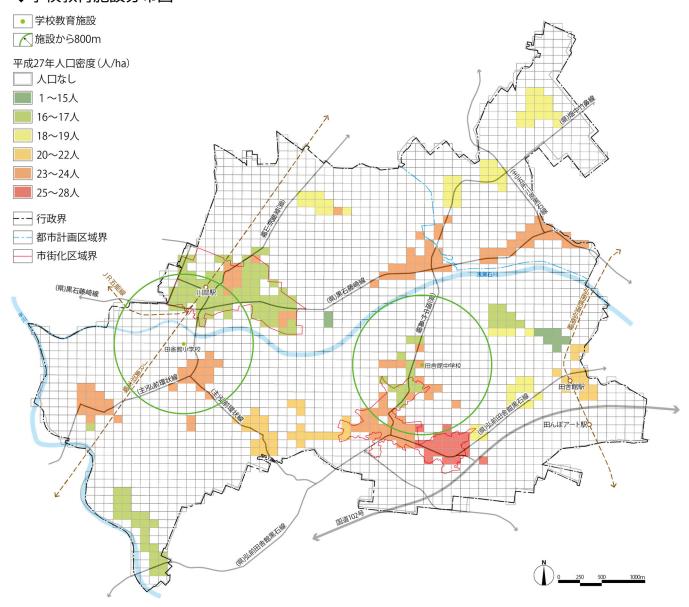


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…村資料

# (6) 学校教育施設

村内には小学校と中学校が各 1 校設置されており、ともに市街化区域外に位置します。 小学校についてはスクールバスが運行されています。村内には高等学校、専門学校、 大学等は立地していません。

## ◆学校教育施設分布図

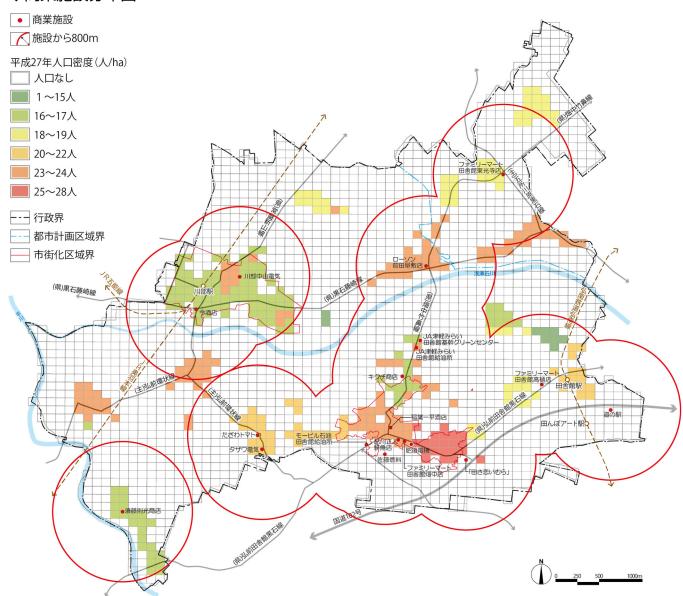


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…村資料

# (7) 商業施設

村内には大規模小売店舗やスーパーマーケットは立地していません。食料品を扱っている店舗はコンビニエンスストアが4店舗、その他個人商店が4店舗、道の駅が1 施設となっています。

## ◆商業施設分布図

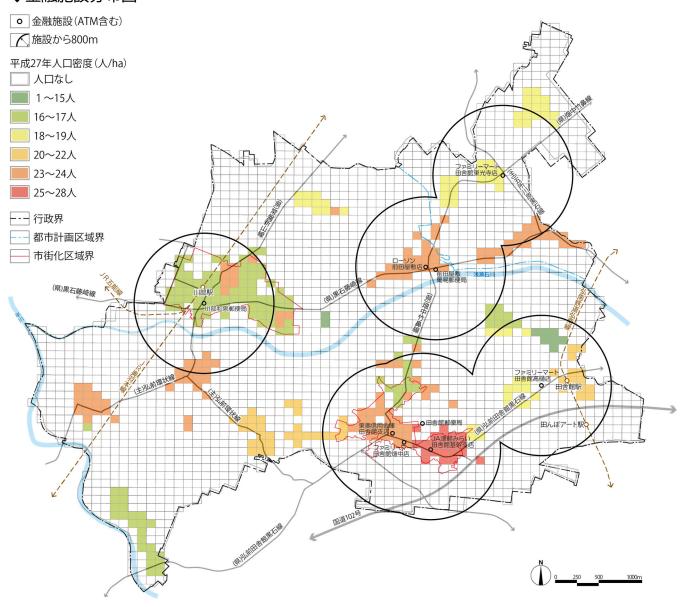


資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…Google Map等

# (8)金融施設

村内の金融施設は郵便局が2、簡易郵便局が1、信金が1、JAが1、コンビニエンスストア(ATM設置)が4となっています。有人の窓口をもつ金融機関は2つの市街地ともに立地しています。

## ◆金融施設分布図



資料:メッシュ人口…国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」、施設分布…Google Map等

# 11. 防災

## (1)災害リスクの分析

## ① 地震

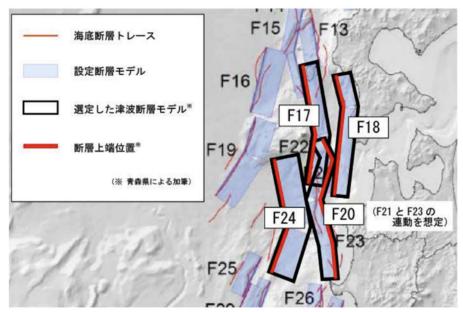
## ア. 想定地震の概要

本村では独自に地震ハザードマップを作成していませんが、県では平成 27 (2015) 年度に日本海側海溝型地震を想定した地震・津波被害のシミュレーションを行っています。シミュレーションの前提となる地震の想定は下表のとおりです。

## ◆分析対象とした想定地震

ハザード情報	備考
平成 27 年度青森県地震・津波 被害想定調査(日本海側海溝型 地震) ※村独自の地震ハザードマップ は未作成	平成24年に実施した青森県日本海側海溝型地震(マグニチュードMw=7.9)のシミュレーションにおける4つの震源域による被害想定を合成

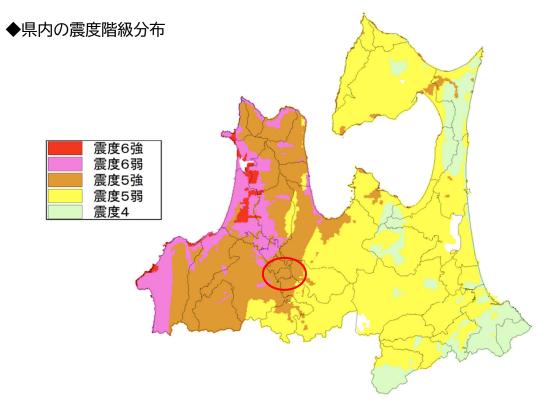
## ◆シミュレーションで選定した4つの津波断層モデル(震源域)



資料:青森県「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査」

## イ. ゆれ(震度階級)

日本海側海溝型地震が発生した場合に想定される本村の想定震度は震度5強です。 \*過去の同規模地震:令和3(2021)年10月6日の岩手県沖地震(M5.9)



資料:青森県「平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査」

この規模の地震では、家具の転倒や補強されていないブロック塀の転倒が発生する ため、日ごろから点検・対策を行うことが重要です。

### ◆震度5強のゆれの状況

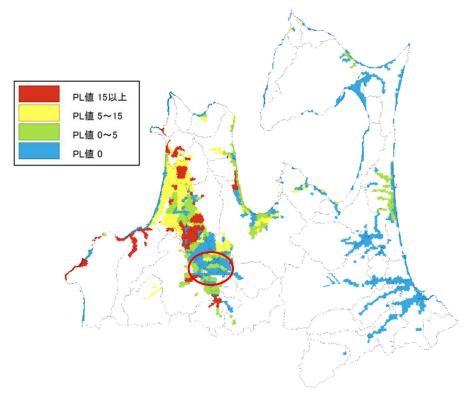


資料:気象庁「震度とゆれの状況」

## ウ. 液状化の危険性

日本海側海溝型地震が発生した場合、液状化の危険度を解析した結果は下図のとおりです。シミュレーションによれば、村を東西に横断する浅瀬石川の両岸でPL値が高くなっています。

## ◆液状化危険度

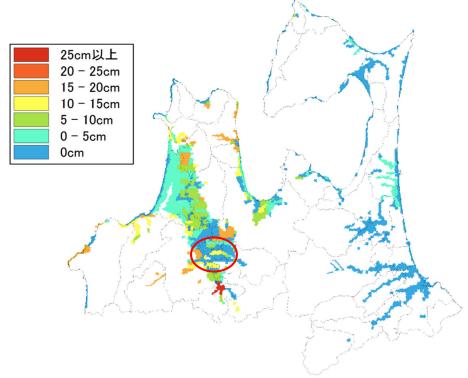


資料:青森県「平成27年度青森県地震·津波被害想定調査」

また、浅瀬石川沿いのエリアでは、液状化による沈下量が最大で 10~15cm になることが予想されています。

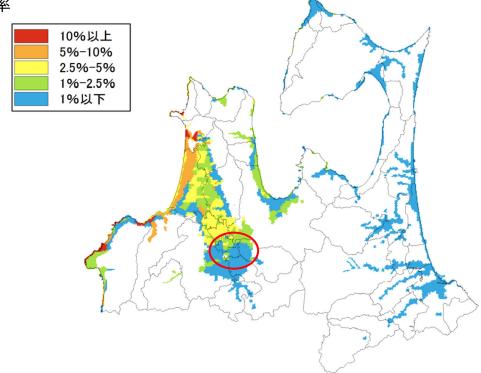
計測震度と地盤の関係から算出される液状化面積率(液状化が発生する確率)は、 おおむね1%以下となっており、液状化は大きなリスクとはなっていません。

## ◆液状化沈下量



資料:青森県「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査」

## ◆液状化発生確率



資料:青森県「平成27年度青森県地震·津波被害想定調査」

## エ. 本村における被害想定

村全体で想定されている被害は以下のとおりで、建物に関する被害が主であることから、老朽化した木造建築物が多い市街地や周辺集落については、耐震化・不燃化の促進が課題となります。

## ◆平成27(2015)年 青森県地震・津波被害想定調査における本村の被害想定

想定地震:平成 24 年に実施した青森県日本海側海溝型地震(マグニチュード Mw=7.9) の シミュレーションにおける4つの震源域による被害想定を合成 最大震度 5強 液状化危険度 0 P L 建物被害 全壊 80 棟 (液状化 80 棟) 半壊 320 棟 (揺れ 100 棟、液状化 220 棟) ブロック等の転倒 70 件 人的被害 わずか 死者・重傷者 負傷者 20人(最大)

資料:青森県「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査」

## ② 洪水

#### ア. 概要

本村は一級河川岩木川を中心とした岩木川水系の中流域に位置します。岩木川の支流、平川に流れ込む浅瀬石川が村を横断する形で東から西に流れており、平川との合流点が村の西端にあります。

#### ◆岩木川流域図



資料:国土交通省ホームページ「岩木川」

同水系では、過去の大量降雨時の際に度々大規模な洪水が発生しており、近年国土 交通省及び青森県が行った、想定最大規模(L2)(降雨規模は1000年に1度程度 を想定)の降雨による堤防の決壊などで河川が氾濫した場合、広い範囲が浸水想定区 域となっています。

本村では洪水ハザードマップを令和3(2021)年3月に改訂していますが、このハザードマップで対象としている被害想定に基づき、災害リスクの分析を行います。

#### ◆分析対象とした洪水リスク

管理	対象河川等	想定降雨量	本村への該当=○ リスク分析対象=●			
			計画規模	想定最大規模		
			L1	L2		
			浸水想定区域	浸水想定区域	家屋倒壊等 氾濫想定区域	
					氾濫流	河岸浸食
国	平川(JR 平川第一橋梁下流)	岩木川流域の 24 時間総雨量 279mm (H29.1.20 指定)	0	0	_	_
	浅瀬石川(朝日橋下流)		0	•	×	×
	浅瀬石川(朝日橋上流)	中野川合流点下流 岩木川流域の 24 時間総雨量 279mm (R2.7.30) 中野川合流点上流 浅瀬石川ダム流域の 24 時間総雨量 373mm (R2.7.30)	0	•	×	×
県	十川・浪岡川	十川流域の 24 時間総雨量 353mm (H31.1.23 指定)	×		×	×
	平川	平川(豊平橋上流)流域の 24 時間総雨量 330mm (R1.10.25 指定)	0	•	×	×

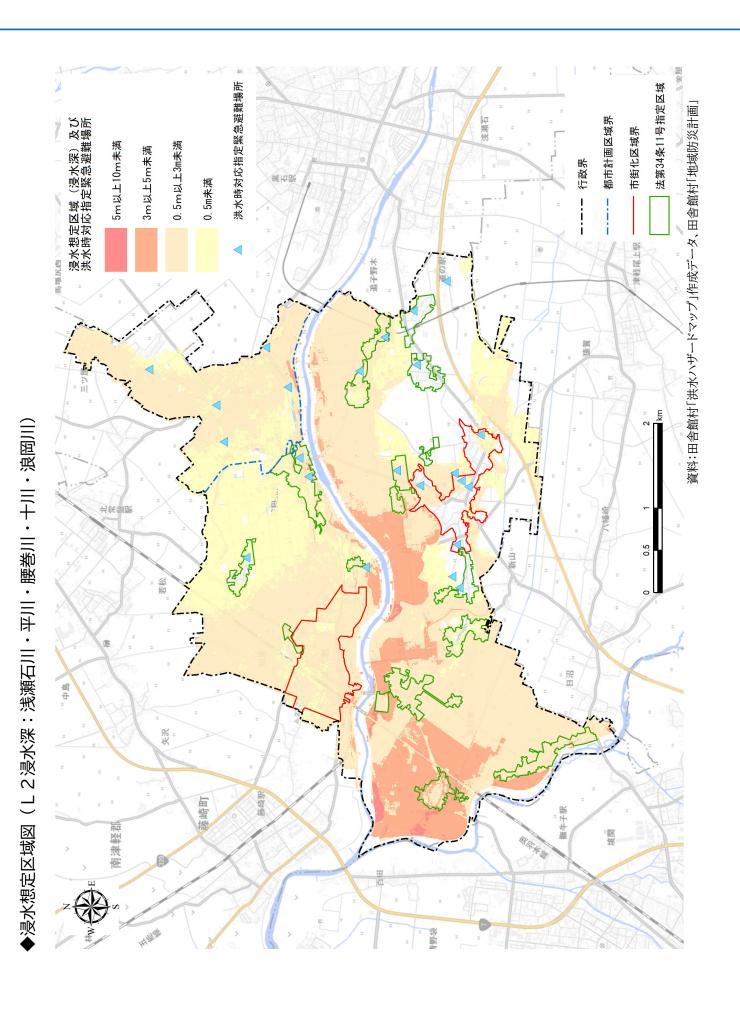
<sup>※</sup>L1 は河川整備において基本となる(100 年に一度)降雨量、L2 は想定し得る最大規模(1000 年に一度)の 降雨量を想定。

#### イ. 浸水想定区域

想定最大規模の降雨時に発生が想定される洪水により、村内の南東部を除く広い範囲が浸水することが想定されています(次頁図参照)。特に浸水深が深くなることが想定される浅瀬石川南岸では、平川との合流点に近い豊蒔地区の周辺で5mを超える浸水が想定されています。

図では洪水に対応可能な避難場所・避難所を表示していますが、川部市街地や村西部の河川沿岸に近い集落では、近隣に避難所がない状況です。

<sup>※</sup>多段的な浸水ハザードへの対応の検討は今後県から公表されるリスク情報図を基に、本計画の見直しの中で行うこととし、本計画では「田舎館村洪水ハザードマップ」で対象とした浅瀬石川・十川・浪岡川・平川・腰巻川の想定最大規模(L2)による洪水(村内で最大の被害が生じると考えられるケース)をリスクとして分析・評価した。



#### ウ. 避難対策

大規模洪水時に人的被害を出さないためには、早めの避難が最重要となります。まずは洪水に対応可能な指定緊急避難場所への避難、次いで指定避難所への避難という形になりますが、最も近い指定緊急避難場所までの距離(徒歩)を計算すると次頁図のとおりです。

村の西部は洪水に対応可能な避難場所が不足しているため、浅瀬石川を隔てた南部と北部では、それぞれ東部に向かって避難する必要があり、避難経路が2km を超える地区が広がっています。一般に、徒歩による避難距離は1.5~2.0kmと言われています。

## ③ 内水被害

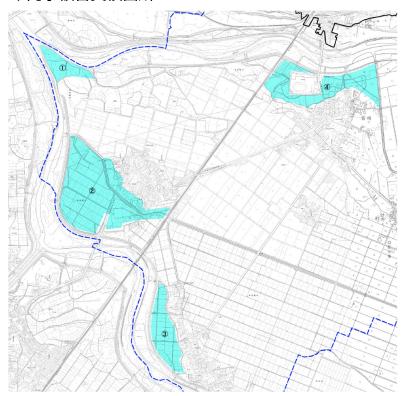
内水被害とは大量降雨時に川の水位が上昇することにより、堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地に降った雨などが溜まり、川に流せなくなった結果生じる被害のことです。内水被害は短時間で大量の降雨が起きたときに市街地で発生しやすく、河川の破堤や溢水などがなくても発生することがあり、避難が困難になります。

本村における近年の内水被害の実績をみると、平川流域における大量降雨時に平川及び浅瀬石川の水位が上昇し、河川に排水ができなくなることによって生じたものが多く、内水被害の実績箇所もこの2河川の沿岸に集中しています。多くは農地の被害にとどまっていますが、一部集落内に水が入り、集落外への避難路が冠水した実績もあることから、事前の周知や避難路の確認などの対策が必要です。

#### ◆内水被害実績

ハザード情報	備考
内水被害実績箇所	近5年間の被害実績(平成29年都市計画基礎調査)

#### ◆内水被害実績箇所



資料:田舎館村「平成29年都市計画基礎調査」

#### ④ その他

#### ア. 土砂災害

本村においては、土砂災害特別警戒区域や急傾斜崩壊危険区域、地滑り防止区域などの土砂災害に関する災害ハザードエリアは存在しません。また、近年危険性が指摘されている大規模盛土造成地も存在しません。

#### イ. 風害

本村における主な風害発生年は昭和 60(1985)年、昭和 62(1987)年、平成3(1991)年であり、主として農業被害、特にりんごの落下被害でした。収穫期と台風襲来時期が重なると被害が甚大となることから、農業被害の経済的リスクについては、農業共済や保険加入の促進などによるリスク転嫁を促しています。

#### ウ. 複合災害

2つ以上の災害がほぼ同時期または復旧中に発生する「複合災害」は、発生する確率は低いものの、弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画に記載されているとおり、発生を視野に入れた対策が必要です。

## ⑤ 災害リスクの高い地区等の抽出

前述のとおり、本村で想定される災害リスクの中で、最も発生の可能性が高く、被害が最大となるのは大規模降雨時の洪水によるものです。

洪水対策は岩木川水系の集水域から氾濫域全体で連携して長期にわたる取組みを 進める必要がありますが、本計画では洪水によって村内で生じる人的リスクを極力軽 減するため、リスクの高い地区を抽出し、これらの地区を対象としてリスク軽減策を 検討します。以下の2つの条件に合致する地区を災害リスクの高い地区として抽出し ます。

- 市街化区域内で想定浸水深 1.0m以上(L2)の浸水想定区域又は法第 34 条第 11 号指定区域で想定浸水深 2.0m以上(L2)の浸水想定区域
- 洪水に対応可能な指定緊急避難場所までの距離が 1.5km を超える地区

#### 【災害リスクの高い地区①:川部市街地】

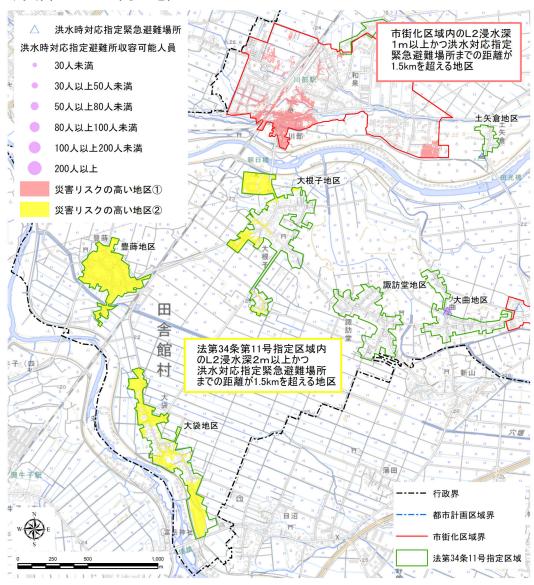
川部市街地内の浅瀬石川に近いエリアには想定浸水深が1.0m以上(L2)の箇所がみられます。川部市街地内には洪水に対応可能な避難場所がなく、洪水時は徒歩で避難場所に移動することは困難です。

#### 【災害リスクの高い地区②:豊蒔・大袋・大根子地区】

市街化調整区域に指定された法第34条第11号区域のうち、豊蒔地区の全域、大袋地区と大根子地区の各一部については想定浸水深が2.0m以上(L2)となっています。大根子地区には田舎館小学校があり、一時的な垂直避難には対応できるものの、洪水時には周辺が浸水して孤立することも考えられます。

これらの地区については、浸水前に地区外に避難することが重要となります。また、これらの地区は村内で浸水深が最も深くなることが想定され、建物にも被害が発生する可能性があることから、地域住民の理解を得ながら今後の土地利用規制の見直し等も含めた防災まちづくりに取り組んでいくことが課題となります。

#### ◆災害リスクの高い地区



資料:田舎館村「地域防災計画」

2-50	
2 00	

# 第3章

将来の見通しとまちづくりの課題

## 1. 人口等の課題

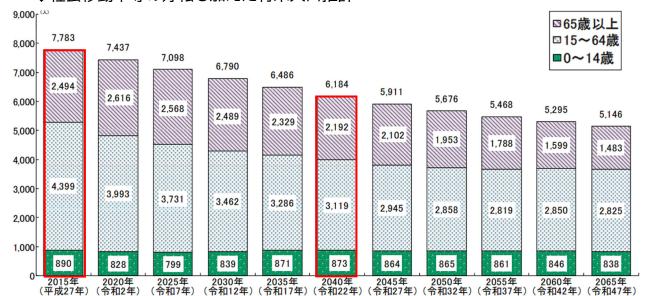
## (1)将来人口の見通し

「まち・ひと・しごと創生 田舎館村長期人口ビジョン」(令和 2 (2020) 年改訂版)では、将来人口を以下のとおり見通しています。

- 平成 27(2015)年国勢調査人口を基にした国の将来人口推計をベースに、合計特殊出 生率・社会移動率の向上を想定した将来推計人口を独自に算出しています。
- 将来推計人口では本計画の目標年次直近の令和22(2040)年時点の総人口を6,184人(2015年から21%減)、老年人口比率は35.4%(2015年:32.0%から3.4ポイント上昇)と見通しています。

社会移動率が好転するとした場合でも、村総人口が大幅に減少することは避けられず、市街地の人口密度も低下することが見込まれます。また、人口の高齢化も避けられないことから、さらなる高齢化に対応したまちづくりが課題となります。

## ◆社会移動率等の好転も加えた将来人口推計

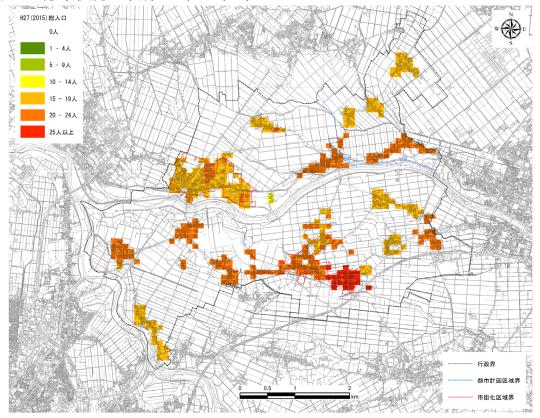


資料:田舎館村「まち・ひと・しごと創生 田舎館村長期人口ビジョン」(令和2年改訂版)

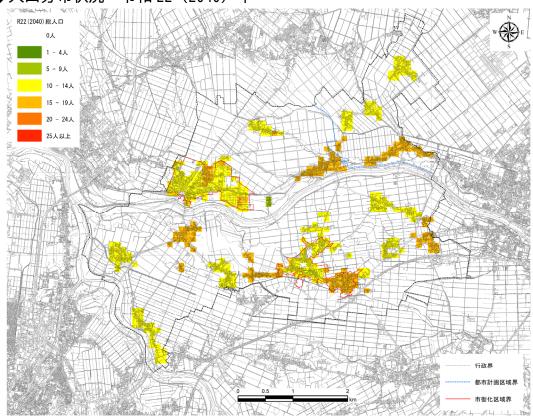
# (2) 将来人口の分布

次頁の 100mメッシュ人口分布状況図によれば、平成 27 (2015) 年時点で 25 人/ha を超えていたエリアが田舎舘市街地にみられましたが、令和 22 (2040) 年には 15-19 人/ha まで密度が低下することが見込まれています。市街化調整区域の集落については 10-14 人/ha まで密度が低下することが見込まれており、集落の維持が困難な水準になることが見込まれます。

# ◆人口分布状況:平成27(2015)年



## ◆人口分布状況: 令和 22 (2040) 年

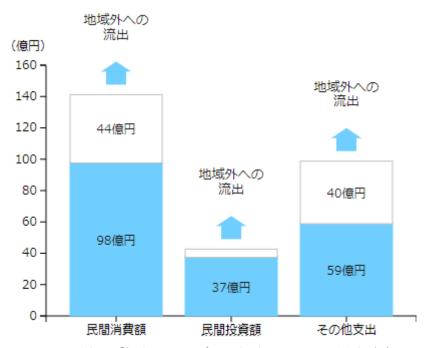


資料:100mメッシュ人口は国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2」により作成

## (3)地域経済の見通し

本村の主要な産業は就業構造や地域経済循環の面からみると第3次産業となっています。しかし、このうち小売商業については衰退が著しく、消費購買力の村外への流出傾向が強くなっており、地域経済循環においても民間消費額の村外への流出が目立ちます。一方で、民間投資額の村外への流出は少なくなっています。今後は、農業・工業・商業のバランスのとれた地域経済の発展を目指すため、村内のローカルエコノミーの活性化により消費を増やすことや村内における民間投資をさらに活性化し、域内での経済循環を活性化していくことが課題となっています。

#### ◆地域経済循環図〔支出〕(再掲)



資料:「経済循環マップ」地域分析システムより作成 (データは平成30 (2018) 年)

# 2. 公共交通の課題

## (1) 基幹的公共交通の維持

本村に乗り入れている基幹的公共交通としては鉄道がJR2路線、弘南鉄道1路線の計3路線、バスは4路線となっています。

鉄道の平日1日運行本数についてはJR川部駅が奥羽本線56本、五能線11本、弘南鉄道弘南線の田舎館駅が46本となっています。鉄道に関してはJR川部駅、弘南鉄道田舎館駅、田んぼアート駅の3駅全てが減少傾向にあり、鉄道事業者や沿線自治体と連携した観光誘客の推進などにより利用者数の維持が課題となっています。

バス路線については平日運行本数が30本を超える基幹路線は存在せず、最も運行本数が多い弘前-黒石-大川原線が23本です。最も運行本数の少ない弘前-豊蒔・高田-黒石線は5本であり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を投入して運行維持を図っている状態です。村を通るバス路線は黒石市と弘前市を結ぶ系統が主であり、運行は当面維持されると考えられますが、乗車密度は総じて低いのが実態です。

今後高齢化が進む中で、高齢社会を支える公共交通機関としてバスの運行維持は重要となることから、沿線自治体と連携した利用促進などによる運行の維持が課題となっています。

# (2) 新たな地域公共交通ネットワークの構築

本村の公共交通は、現在のところ弘前市を中心とした広域バスによるネットワークによって支えられており、コミュニティバスや福祉バスといった既存の公共交通を補完する二次的な交通機関、公共交通空白地域の解消を目的としたデマンド型交通などの地域公共交通の導入は進んでいません。

一方、隣接する弘前市では令和3 (2021) 年度に、JR東日本が東北6県で展開する観光型 MaaS¹の取組みのひとつとして、バスとタクシーを活用した乗合交通サービス「弘前オンデマンド交通」の社会実験を行いました。青森県ではこのサービスを利用して県民の移動支援モデルを検討するため、モニターを募集して実証実験を行うなど、デマンド型交通を活用した地域公共交通導入検討の機運が高まりつつあります。

3-6

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> MaaS (マース: Mobility as a Service の頭文字をとったもの) は直訳すると「サービスとしての移動」。 バス、電車、タクシーからライドシェア、シェアサイクルといったあらゆる公共交通機関を、IT を用いて シームレスに結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにするシステムのこと。

これまで本村では、公共交通利用不便区域の移動については、マイカーに依存してきましたが、今後の超高齢社会の到来に先立ち、デマンド型交通を含む、望ましい『サービスとしての人の移動』の在り方を周辺自治体と連携して検討していくことが課題となっています。

◆弘前オンデマンド交通 パンフレット



資料:東日本旅客鉄道株式会社

# 3. 主要施設配置の課題

都市機能を提供する以下の施設について、本村における配置の課題は以下のとおりです。

今後、川部市街地に人口誘導を図っていくことが検討されていることから、同市街地住民の利便性向上のため、役場の窓口機能を補完する行政サービス機能の配置導入等が課題となっています。

本村は津軽地域医療圏に属しています。村内には診療所が1施設ありますが2次・3次医療に関しては隣接する弘前市に依存している状況です。全国の人口10万人未満の自治体との比較でも医療施設の人口カバー率が低く、平均寿命も短いなど、村民への保健サービスの向上が課題です。

現在立地している医療施設の存続とともに、隣接都市の医療施設へのアクセス手段の確保が課題となっています。

今後は、就園児童数の推移に応じて村内に子育て支援施設の設置を進めていくこと が課題となっています。

#### ⑤ 文化交流機能 ......p.2-33 参照

文化交流機能を担う文化会館、中央公民館、村民体育館などの中核的な施設は役場周辺に集約立地しています。川部市街地には田舎館村ふれあいセンターが立地しており、温泉入浴施設が指定管理により運営されています。市街地外の主要集落には地区公民館や集会所などが設置されており、ほとんどの集落がいずれかの施設のカバーエリアに含まれていますが、堂野前地区などの一部集落がカバーエリア外となっています。なお、これら文化交流施設のほとんどはバス徒歩圏内に立地しています。

川部市街地への若年層の人口誘導が課題となる中で、同市街地には高齢者向けの施設しか立地していないことから、今後の市街地整備に合わせた交流施設の整備実現などが課題となっています。また、各集落の公民館・集会所等の中には老朽化しているものもあることから、集約再編を含めた計画的な更新が課題となっています。

# 

村内に立地している学校教育施設は村立小学校と中学校がそれぞれ1校のみであり、大学、高等学校、専修学校等は立地していません。小学校、中学校とも浅瀬石川の南側に位置し、北部の児童生徒は川を越えて通学をしています。小学校については統廃合の経緯からスクールバスが運行されていますが、中学校については自転車による通学が多いため通学路の交通安全対策の充実が課題となっています。

# ⑦ 商業機能......p.2-35 参照

かつては小規模ながら集積がみられた田舎舘市街地ですが、現在では少数の個人商店を残すのみとなっており、食料品などの日常の購買は村外のスーパーマーケットなどにマイカーで出向いて行っている村民がほとんどです。

市街地外に立地するコンビニエンスストアがかつての商店の機能を代替している 面はあるものの、マイカーによる利用を前提とした幹線道路沿道への立地がメインで あり、市街地内で商業活動が行われていないことによる賑わいの低下、高齢者の買い 物困難問題への対応などが課題となっています。 村内で各種決済を行える窓口のある金融機関は信用金庫とJA、郵便局(ゆうちょ銀行)のみであり、信用金庫とJAは田舎舘市街地の村役場周辺のみに立地しています。今後とも多様な決済機能を提供するこれらの金融機関を維持していくことが課題となっています。

その他、日常的な金融決済については主に市街地外に立地しているコンビニエンスストアに設置されているATMが補完する形となっていますが、コンビニエンスストアは郊外の幹線道路への立地が多く、市街地から徒歩でアクセスしにくくなっています。

# 4. 市街地整備の課題

本村における市街地整備実績は昭和60(1985)年に完了した「川部駅前地区土地区画整理事業」(7.6ha)のみであり、市街地面積に対する面整備事業済み区域の割合は小さいものとなっています。同事業は住宅地の供給を主な目的としたものであり、一部未利用地を残しているものの、人口減少対策として一定の成果を挙げています。なお、川部市街地では現在、駅東側の川部操車場跡地において住宅系の開発が検討されており、これが実現すればJR川部駅周辺への人口集積が促進されることになります。

川部市街地内への人口誘導を計画的に推進するには、市街地を支えるための道路や 交通結節機能を提供する交通広場、憩いの場を提供する公園などの基盤施設整備や賑 わいを創出する交流施設の導入などが課題となっています。

# [分野別 まちづくりの課題 総括]

前項までに整理した各分野の課題を整理すると下表のとおりです。

# ◆分野別の現況と課題まとめ

	分野別	現況と課題	
人口等	将来人口の見通し	<ul> <li>総人口は 2015 年から 2045 年の 30 年間で 24%減少(将来人口ビジョン)老年人口比率が 2015 年から 2045 年の 30 年間で 3.6 ポイント上昇(将来人口ビジョン)</li> <li>【課題】人口減少による市街地人口密度の低下、高齢化によるモーダルシフト(脱マイカー)への対応</li> </ul>	
	将来人口の分布	<ul><li>趨勢のまま人口が推移すると、市街地、周辺の集落ともに人口密度低下が見込まれる</li><li>【課題】2つの市街地拠点の魅力向上による居住人口の誘導、今後増加が見込まれる空き家への対策の充実などによる市街地人口密度の維持</li></ul>	
	地域経済	<ul><li>村外への通勤通学流出が約6割</li><li>村外で収入を得て村外で消費する経済構造</li><li>【課題】都市経営安定のため、村内での経済循環を活性化させること</li></ul>	
公共交通	基幹的公共交通 徒歩圏人口率	<ul> <li>鉄道駅が3駅あることに加え、市街化調整区域の集落をネットワークする形でバスルートが設定されており、都市全体の基幹的公共交通徒歩圏人口率は全国の10万人以下都市平均と比べて高い</li> <li>村北部の境森や東部の枝川などバスルートからのアクセスが不利な集落が存在する</li> <li>【課題】バスの安定運行維持のための利用促進や、主要バス停における乗換え機能の強化等、将来に向けた村内コミュニティ交通の導入検討</li> </ul>	
主要施設配置	行政機能	<ul><li>● 行政窓口は村役場に集約されており、マイカーが利用できない村民にとってアクセスしにくい</li><li>● 人口を誘導しようとしている川部市街地の行政サービス水準が低い</li><li>【課題】村民サービス向上のため、今後人口を誘導していくJR川部駅直近における行政サービスの提供機能配置</li></ul>	
	医療機能	<ul> <li>本村は津軽地域医療圏(弘前市・黒石市・平川市・西目屋村・藤崎町・大鰐町・田舎館村・板柳町)に属する</li> <li>医療施設の徒歩圏人口カバー率は人口 10 万人以下都市の平均と比べてかなり低い水準</li> <li>医療に関しては隣接市にその機能を依存しており、バスやマイカーが通院のための交通手段となっている</li> <li>【課題】現在立地している医療施設の存続と、通院のための交通手段の確保</li> </ul>	

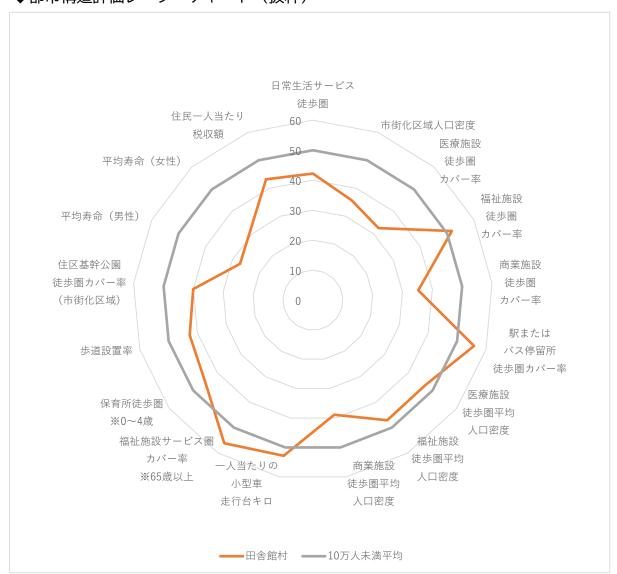
	分野別	現況と課題	
主要施設配置(つづき)	福祉機能	● 村域がコンパクトであるため、高齢者福祉施設の 1 km 老年人口カバー率は人口 10 万人以下都市の平均と比べて高い。 【課題】老年人口の分布に即した立地を今後とも維持すること	
	子育て支援機能	<ul> <li>村には保育所(園) 3施設、認定こども園1施設、児童センター1施設の計5施設の子育て支援施設が立地</li> <li>【課題】今後の就園児童数の推移に応じた村内への子育て支援施設の設置</li> </ul>	
	文化・交流機能	<ul> <li>文化交流機能は2つの市街地と主要な集落に立地する形となっており、拠点的機能をもつ施設は主に田舎舘市街地に立地している</li> <li>各施設は概ねバス徒歩圏内に立地している</li> <li>【課題】一部老朽化した施設があることから、長寿命化計画等の策定や公共施設管理総合計画に基づく集約再編等の検討及び川部操車場跡地における交流施設の整備実現</li> </ul>	
	教育機能	<ul> <li>村には小学校と中学校が一校ずつ立地している</li> <li>小学校は平成23(2011)年に統廃合を実施</li> <li>小学校は川部市街地外、中学校は田舎舘市街地外に立地</li> <li>小学校のみスクールバスが運行されている</li> <li>【課題】通学路の安全対策等</li> </ul>	
	商業機能	<ul> <li>村内には大規模商業施設、スーパーマーケットがなく、隣接自治体の店舗に依存している</li> <li>食料品アクセス困難人口比率が高い青森県の中でも、本村は特に高い比率となっている</li> <li>マイカーを使えない村民の増加を前提とした、日常生活支援機能策を検討する必要がある</li> <li>【課題】移動販売やファーマーズマーケットの定期開催等による生鮮食料品購入の場の確保</li> </ul>	
	金融機能	<ul> <li>郵便局(ゆうちょ銀行)、信用金庫と農協(JAバンク)が村内の金融機能を担っている</li> <li>金融機関は村役場周辺に集中して立地</li> <li>幹線道路沿いのコンビニATMが決済機能を提供している 【課題】役場周辺の金融機関の維持</li> </ul>	
市街地整備		<ul><li>JR川部駅周辺で区画整理事業が行われた(完了)</li><li>JR川部駅東口で市街地整備事業(住宅系)が計画されている 【課題】JR川部駅周辺の市街地整備事業に合わせた拠点機能 導入の検討</li></ul>	
防災		<ul><li>川部市街地のほぼ全域、田舎舘市街地の一部が平川・浅瀬石川の浸水想定区域(想定最大規模降雨時)となっている</li><li>最大規模降雨時の浸水想定に対応した避難対策の検討が必要 【課題】最大規模降雨時の洪水に対応した避難対策の確立</li></ul>	

# 5. 都市構造の評価からみた課題

前項までの分野別のまちづくりの課題を踏まえて、ここでは全国の自治体との比較 を行います。

国土交通省が提供する都市モニタリングシート作成ツールにより、本村の都市構造評価を行いました。比較対象は全国の人口 10 万人未満都市の平均です。下図のレーダーチャートは比較対象を 50 とした場合の本村の偏差値を計算したものです。

#### ◆都市構造評価レーダーチャート(抜粋)



資料:国土交通省「都市モニタリングシート」より作成

この都市構造評価から導かれる本村の強みと弱みは以下のとおりです。

#### 【都市構造評価からみた田舎館村の強み】

- 駅またはバス停留所からの徒歩圏人口カバー率の高さ(都市規模がコンパクト であり公共交通ネットワークが充実)
- 福祉施設徒歩圏/サービス圏カバー率が高い

#### 【都市構造評価からみた田舎館村の弱み】

- 平均寿命の低さ(高齢者の健康づくりに課題)
- 医療施設徒歩圏カバー率の低さ(機能の不足)
- 商業施設徒歩圏カバー率の低さ(機能の不足)
- 住区基幹公園徒歩圏カバー率の低さ(機能の不足)
- 歩道設置率の低さ(マイカー依存)
- 一日あたりの小型車走行台キロの長さ(マイカー依存)
- 日常サービス徒歩圏カバー率の低さ(マイカー依存)
- 市街化区域人口密度の低さ(機能不足の原因または結果)

上記分析から読みとることのできる課題として、以下の3つの課題を挙げることが できます。

① コンパクトな都市規模、市街化区域人口密度の低さによる機能不足の問題・課題 【問題】村内、とりわけ市街地内における都市機能の不足と周辺自治体への都市機 能依存は、本村の都市規模の小ささや、人口が周辺集落に分散しており市街地人 口密度が低いことから生じていると考えられます。

【課題】将来の人口減少が不可避の状況の中で、現在の都市機能のさらなる低下を 避けることが本村の課題となっています。

② マイカー依存を前提とした都市構造、機能不足の問題・課題

【問題】モータリゼーションは住民の生活を便利にしましたが、身近な商店が減少 し、より立地可能性の高い隣接都市に都市機能を依存するという状況を招く原因 ともなりました。

【課題】現在のマイカー依存を前提とした都市構造を維持していくと、高齢化による交通弱者への対応が困難になってきます。マイカー利用を前提としない都市構造の在り方を検討していくことが課題となっています。

#### ③ 高齢社会を見据えた都市構造見直しの問題・課題

【問題】人口 10 万人以下の市町村平均と比較した本村住民の平均寿命の短さは見逃すことのできない問題です。青森県は以前から都道府県別の平均寿命が短い短命県として知られていますが、その要因は複雑です。一般的には若いうちから生活習慣病に罹患する人が多いことが主な原因であると考えられており、その背景には食生活、運動不足などの問題があると考えられています。

【課題】 長寿県などを参考に多面的な健康増進への取組みを推進していくことが求められますが、都市構造の面からみると身近に医療施設が不足していることや徒歩圏に商業施設や公園などがない人の多さなどが本村の健康づくりの面の課題となっていることが考えられます。

# 6. 本計画における課題

分野別の課題整理や都市構造評価における全国自治体との比較から、本村が立地適 正化計画で重点的に取り組むべき課題を抽出すると以下の3項目となります。

# (1)食料品アクセス困難問題への対応

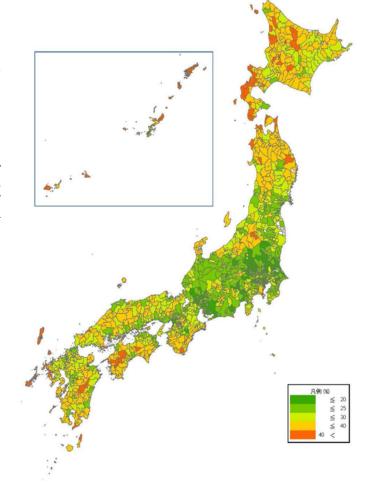
分野別の課題で「商業機能へのアクセス」が確認され、都市構造評価でも全国的に 商業施設徒歩圏カバー率の低さが問題として確認されました。具体的にはこの問題は 食料品を取扱う店舗の不足という形で表れています。食料品を取扱う店舗の不足は高 齢者にとって特に深刻であり、全国的に「食料品アクセス困難問題」、「フードデザー ト(desert:砂漠)問題」と呼ばれ、社会問題となりつつあります。

本地域の食料品アクセス困難の状況は以下のとおりです。

#### 【青森県は全国でも食料品アクセス困難人口比率が高い地域】

青森県は食料品アクセス困難人口比率(65歳以上人口に占める食料品取扱店舗へのアクセス困難人口の割合)が47都道府県中ワースト1位の33.8%です。

東北エリアの他県の比率は 岩手(28.9%)、宮城(24.3%)、秋 田(31.1%)、山形(23.5%)、福島 (25.4%)であり、青森県が特に 高い比率であることが分かり ます。



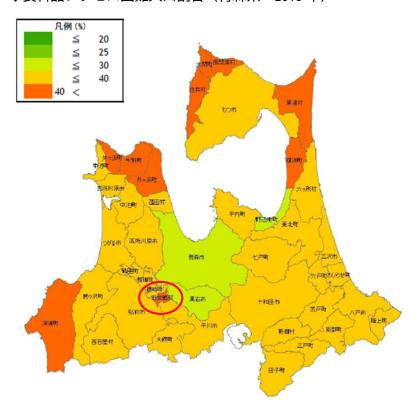
資料:農林水産政策研究所「食料品アクセスマップ」

#### 【田舎館村は県内でも食料品アクセス困難人口比率が高い自治体】

田舎館村の食料品アクセス困難人口比率が 41%と高い自治体です。県内でもこの比率が高い自治体は半島部に集中しており、内陸で 40%を超えているのは田舎館村だけという状況です。

なお、75 歳以上人口でみると 56%がアクセス困難人口に該当し、さらに深刻な 状況です。

#### ◆食料品アクセス困難人口割合(青森県:2015年)

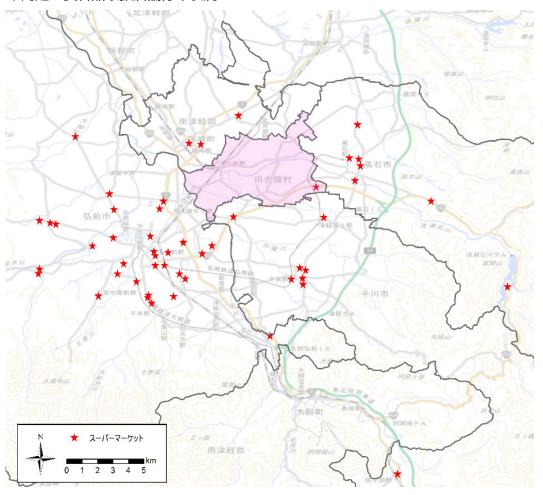


資料:農林水産政策研究所「食料品アクセスマップ」

#### 【村内にはワンストップで食料品・日用品を購入できる店舗がない】

村内には生鮮三品(青果・鮮魚・精肉)や日用品をワンストップで扱うスーパーマーケットのような業態の店舗が立地しておらず、村民の購買力は隣接自治体に立地する店舗に流出しています。

#### ◆周辺の食料品取扱店舗分布状況



資料:Locoguide Inc.「トクバイ」

上記のとおり、本村における食料品アクセス困難人口比率の高さは地域の生活利便性のみならず、食を通じた健康の維持、高齢者の外出機会確保、地域の経済循環や地域活動の担い手確保など、様々な観点から対応が必要な状況となっており、多様な主体の参画による官民連携などの取組みで解決していくべき問題となっています。

#### (2) 高齢化に対応した公共交通網の再編

本村には複数の鉄道駅があること、都市間を結ぶバス交通のネットワーク上にあることから公共交通カバー率は全国の人口 10 万人規模の都市の平均と比べても比較的高く、そのことは本村の強みということができますが、モータリゼーションが進む本地域では現状で既にバスの利用度や運行密度はかなり低くなっており、一部の路線は補助金により最低限の運行を維持している状況です。

本村を含む地域の高齢化は今後急速に進むことが予想されており、マイカーを利用できない高齢者(交通弱者)が増加することが見込まれます。そのため、現在のマイカー利用を基本とした公共交通ネットワークでは交通弱者の増加に対応できなくなることが想定されることから、公共交通の維持につながる利用促進策の推進や新たな地域公共交通、MaaS の導入なども含む公共交通網の再編に取り組んでいくことが課題となっています。

なお、マイカー依存から脱却するにあたっては、マイカーをデマンド型交通などに ただ置き換えるのではなく、市街地においては「歩いて暮らせるまちづくり」の視点 も導入し、歩行量の増加による健康増進などに取り組んでいくことも必要です。

# (3)市街地人口密度低下への対応

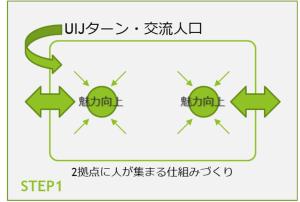
本村が都市機能を村外に依存する傾向が強まったことの背景には、弘前市と黒石市の間にある地理的特性や都市規模がコンパクトであることに加え、市街地の人口密度の低さも影響していると考えられます。人口密度が低い地域では商店などの民間の施設が立地することは難しいとされています。

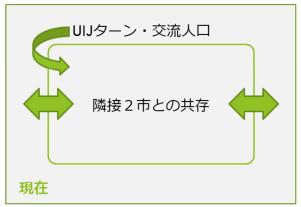
既に人口減少が続いている本村において、今後も人口減少が進むことは不可避であり、市街地においては人口密度の低下という形で影響が現れます。こうした状況下において都市の衰退を防ぐためには、地域の特性に応じた段階的な取組みが必要です。

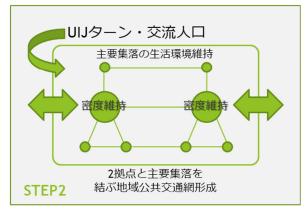
これまでの隣接2市の都市機能に依存したあり方から、UIJターンの受入れによる人口減少対策、交流人口の創出などにより、周辺自治体と共存するまちづくりへの転換を進めていますが、今後は村内の拠点の魅力向上により拠点に人が集まる仕組みづくりが重要となります。そのためには、周辺集落と2拠点を結ぶ公共交通網の形成や市街地内の空き家対策などの市街地密度維持につながる取組みを進め、本村の地域特性に合わせたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを展開していくことにより市街地の密度維持を目指すことが課題となっています。

#### ◆田舎館村におけるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方(概念図)









# 第4章

まちづくりの基本方針

# 1. 立地適正化計画が目指すべき将来都市像

#### (1)目指すべき将来都市像

本計画の上位計画である田舎館村都市計画マスタープランでは、都市の将来像を 『稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら』としており、計画としての整合性を図る 観点から本計画が目指すべき将来都市像として掲げます。

#### 将来都市像

#### 稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら

#### (2) まちづくりの理念

田舎館村都市計画マスタープランでは第5次田舎館村総合振興計画の理念を踏襲して以下の3項目が都市づくりの理念として掲げられています。

- 自然を活かし、共に歩むむらづくり
- 若者が住みたくなるむらづくり
- 村民と協働によるむらづくり

この3つの理念は令和3 (2021) 年に改訂された第6次田舎館村総合振興計画にも 受け継がれていることから、本計画でもまちづくりの理念として継承します。

本計画では、上記の3つの理念に加えて、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの理念を以下のとおり定めます。

#### ---コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの理念

将来予測される人口減少・高齢化による活力の低下を防ぐため、JR川部駅周辺(都市拠点)と村役場周辺(行政拠点)の2つの拠点に都市機能をバランスよく集約再編することで、歩いて暮らせる市街地の形成を目指します。

また、各拠点間や周辺の集落を公共交通ネットワークで相互に結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

# 2. 都市の骨格構造

#### (1)都市構造の考え方

#### ① 都市(商業)拠点:行政拠点

浅瀬石川北側のJR川部駅周辺を都市(商業)拠点、浅瀬石川南側の村役場周辺を 行政拠点に位置づけ、各拠点の特性に応じた都市機能の誘導を図り、それぞれ魅力的 な拠点の形成を目指します。

JR川部駅周辺の都市(商業)拠点については、駅西側の土地区画整理事業区域や 東側の川部操車場跡地に人口を誘導していく観点から、魅力的な市街地の形成に資す る都市機能の誘導を図っていきます。

村役場周辺の行政拠点に関しては、合築整備された中央公民館・村民体育館、児童 センターなどにより、文化・スポーツ活動、子育て支援サービスの充実を図り、暮ら しやすいまちづくりの中心として拠点機能向上を図ります。

#### ② 地域生活拠点

市街化調整区域における、都市(商業)拠点及び行政拠点と環状に結ばれた主要集落<sup>1</sup>については、地域の生活を支える機能を配置する地域生活拠点に位置づけ、人口減少が進む中でも生活サービス水準の確保に努めます。これら地域生活拠点に関しては、巡回による行政サービスや生活サービスの提供等を推進します。

#### ③ 観光・レクリエーション拠点

田んぼアート駅周辺(市街化調整区域)については、垂柳遺跡などの歴史的資源や道の駅の拠点機能を活かした観光・レクリエーション拠点としての機能充実を図るとともに、イベント等の開催を通じて広域からの観光客の誘致に努め、交流人口の増加を図ります。

#### ④ 広域連携

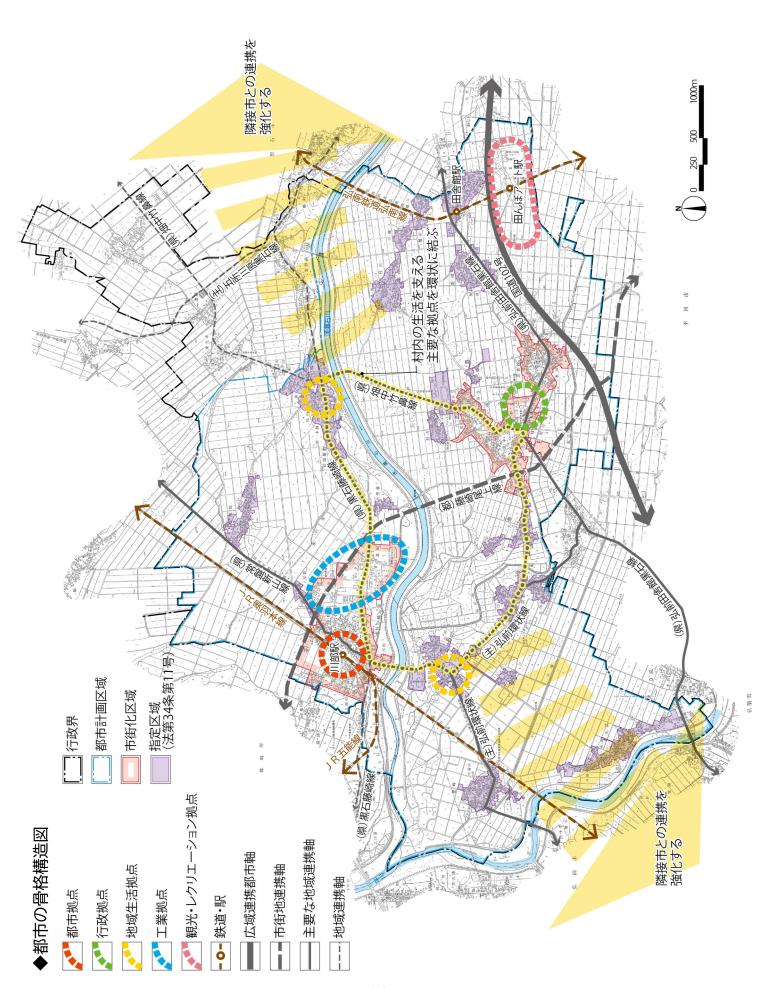
隣接する弘前市と黒石市をはじめとした周辺自治体との連携については、都市機能を一方的に依存する関係ではなく、適切な機能分担を目指して、相互の連携強化を図ります。

4-4

<sup>1</sup> 市街化調整区域内の都市計画法第34条第11号指定区域

# (2) 骨格構造の考え方

浅瀬石川を挟んで南北に隔てられている2つの市街地と、大根子地区、前田屋敷地 区等の主要集落を環状に結ぶ道路を市街地と集落を結ぶ「環状ネットワーク」に位置 づけます。この環状ネットワークから、西の弘前市と東の黒石市を結ぶルートを「都 市間連携軸」に位置づけます。



#### (3) 居住誘導の考え方

市街地の人口減少と人口密度の低下を抑制するために、市街化区域内に居住誘導区域を定め(第5章参照)、居住誘導区域外における建築行為及び建築等に係る届出制を適用し誘導区域外における開発動向の把握に努めます。

#### (4) 既存集落について

田舎館村全体のまちづくりという観点では、市街化区域以外のエリアも重要です。 市街化調整区域には優良な農地の中に既存集落が点在しており、本村独特の田園景観 を形成しています。

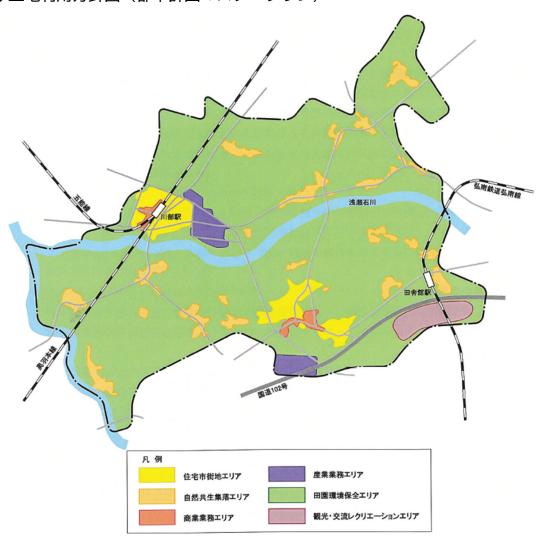
村の基幹産業である農業の活性化のためには、市街化調整区域の活性化も必要ですが、これらの地域では市街地と比較して高齢化が顕著であり、今後さらなる人口減少が想定されています。都市計画マスタープランでは、これら集落地は「自然共生集落エリア」として以下の土地利用方針が定められています。

- 村内の主要な集落地を位置づけ、既存の住宅地を維持していくことを目指します
- これまで培われてきた集落コミュニティや本村の財産でもある田園景観の維持に努めます

既存集落の多くは、農林漁業等に関連した住宅以外は、原則、建築できない市街化調整区域内にあり、建築行為の許可を受けることで、基準を満たす一戸建て専用住宅等の建設を許容する指定区域(都市計画法第34条第11号指定区域)に指定されています。そのため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりとの整合性が確保される範囲内で現在の指定区域を維持し、行政サービスの維持や住民の移動手段確保等により生活環境の維持に努めることとします。

なお、指定区域において今後人口が著しく減少した場合や災害リスクが高いと判断 された場合は、指定区域の見直しを行うこととします。

# ◆土地利用方針図(都市計画マスタープラン)



資料:田舎館村「都市計画マスタープラン」(平成23年)

# 3. まちづくりの方針・誘導方針

# (1) まちづくりの方針

第3章で整理した、重点的に取組むべき課題を受け、目指すべき将来像の実現のため、以下のとおりまちづくりの方針 (ターゲット) を定めます。

#### 本計画で重点的に取組むべき課題…第3章より

- ・食料品アクセス困難問題への対応
- 高齢化に対応した公共交通網の再編
- 市街地人口密度低下への対応



#### まちづくりの方針(ターゲット)

- ① 各拠点の魅力向上による、人が集まる拠点づくりの推進
- ② 歩いて暮らすことのできるまちづくりの推進
- ③ 市街地の密度低下を防ぐ人口減少対策の推進



#### 将来都市像

稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら

#### 【まちづくりの理念】※

- 自然を活かし、共に歩むむらづくり
- 若者が住みたくなるむらづくり
- 村民と協働によるむらづくり

※田舎館村「都市計画マスタープラン」の都市づくりの理念を継承

# (2)誘導方針の設定

ターゲットを明確にしたうえで、課題を推進するための施策を構築するため、以下 のとおり、誘導方針を設定します。

#### ① 都市機能の誘導方針

# 生活を支える機能を2つの拠点にコンパクトに集約することで 魅力的な拠点を形成します

JR川部駅周辺の都市拠点と村役場周辺の行政拠点、2つの拠点に住民生活を支える都市機能を集約することにより、設定する居住誘導区域内における都市機能への徒歩アクセス性を改善します。あわせて災害に対応する緊急避難場所や避難所の適正配置の実現を図ります。都市機能の誘導にあたっては、それぞれの拠点の特性を活かした、機能と配置に留意し、各拠点が魅力を発信することにより、住みたくなる村の中心として育成していきます。

#### ② 居住の誘導方針

# 快適で安全に住み続けられる居住空間を形成し、 市街地の人口密度維持を目指します

JR川部駅周辺と村役場周辺の市街化区域から居住誘導区域を絞り込んで設定し、居住誘導のための施策を展開します。

村全体の人口が減少していく中にあっても、居住誘導区域において安全で快適に住み続けられる居住空間を形成することにより、人口密度を維持し都市経営の効率化を図り、行政サービスや生活インフラの持続性を確保します。

### ③ 公共交通の方針

# 都市間、集落と拠点間の公共交通の維持・確保により、 自家用車への過度の依存から脱却します

超高齢社会の進展による交通弱者の急増に対応するため、デマンド型交通や MaaS の活用などにより、誰もが住み慣れた場所から村内の拠点や隣接都市にアクセスできる交通環境を構築します。また、市街地や主要集落を経由し、都市間を結ぶバス路線の利用促進により、公共交通の維持を促すとともに、自家用車に過度に依存した都市構造からの脱却を目指します。

# 第5章

居住誘導区域

# 1. 居住誘導区域の設定方針

#### (1)居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口が減少していく中にあっても人口密度を維持することによって生活サービスや公共交通が持続的に確保されるよう、居住誘導を推進するために指定するものです。

「立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)」では、居住誘導区域の望ましい区域像として、以下の考え方が示されています。

#### ◆居住誘導区域の望ましい区域像(「立地適正化計画作成の手引き」より)

#### i)生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域/生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

#### ii)生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に 現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が1つの参考となる。

#### iii)災害に対する安全性等が確保される区域

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

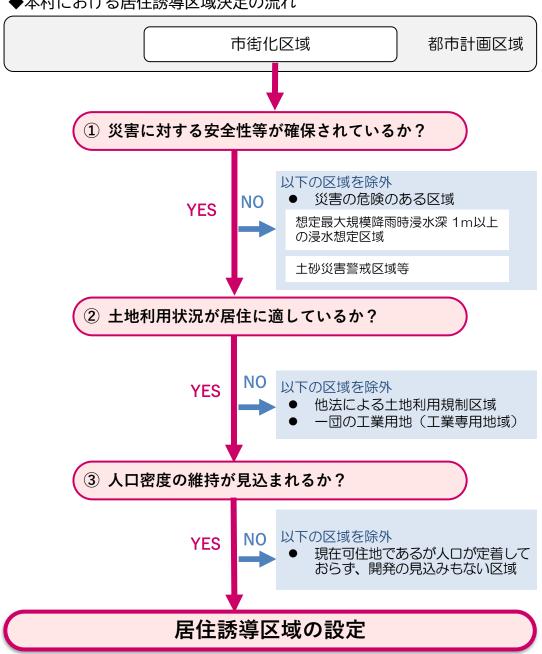
# (2)居住誘導区域設定方針

前項の居住誘導区域の基本的な考え方を踏まえ、本村における居住誘導区域の設定 方針を整理します。

# 1)居住誘導区域設定の視点

本村においては、以下の視点に基づき、居住誘導区域を設定します。

#### ◆本村における居住誘導区域決定の流れ



# 2) 居住誘導区域の設定方針

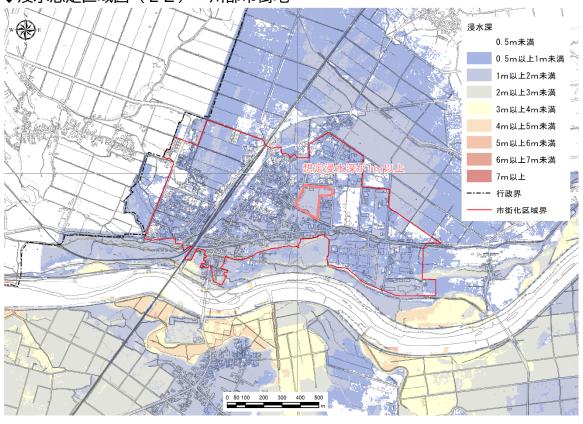
#### ① 災害に対する安全性等が確保されているか

本村中央部を東から西に流れる浅瀬石川は、村の西端で平川に合流しています。平川の流下水量の限界から、大規模降雨時には流域で大規模な洪水が発生することが想定されており、本村市街地の一部も浸水想定区域に含まれています。

居住誘導区域は市街化区域を基本として設定しますが、最大規模降雨時(L2)の 浸水想定区域のうち、1 m以上の浸水(床上浸水相当)が想定される区域については、 居住誘導区域に含まないものとします。

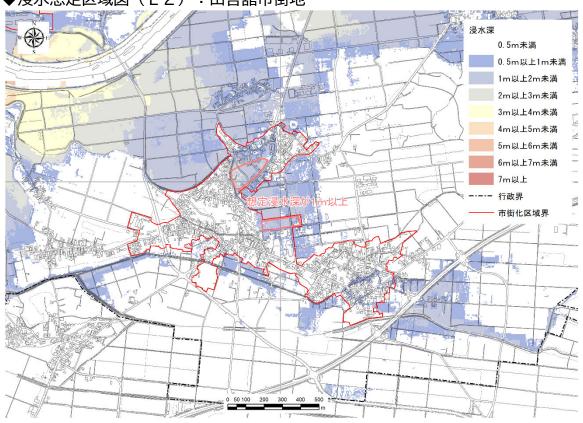
- 川部市街地の川部字上船橋地内の一団の浸水想定区域(2m以下)
- 田舎舘市街地の畑中字上野地内一団の浸水想定区域(2m以下)
- 田舎舘市街地の畑中字藤本地内一団の浸水想定区域(2m以下)

# ◆浸水想定区域図(L2):川部市街地



資料:田舎館村「洪水ハザードマップ」作成データ

#### ◆浸水想定区域図(L2):田舎舘市街地



資料:田舎館村「洪水ハザードマップ」作成データ

#### ② 土地利用状況が居住に適しているか

#### ア. 他法による土地利用規制区域

土地利用の実態に照らし居住の誘導が適していない区域の1つ目としては、他の法律による土地利用規制により開発が制限されている区域があります。これら区域を居住誘導区域に定めることは適当ではありません。一般的には以下の区域が該当します。

- 農業振興地域(農用地、農業用施設用地)
- 保安林・国有林・地域森林計画対象民有林(森林地域)
- 自然公園区域
- 自然保全地域

ただし、本村で居住誘導区域を定めようとする市街化区域内には、土地利用規制区域は存在しないため、この視点に基づいて居住誘導区域から除外すべき区域はありません。

#### イ. 産業系土地利用を誘導する区域

土地利用の実態に照らし居住の誘導が適していない区域の2つ目としては、工業系 土地利用を計画的に誘導すべき工業専用地域があります。該当する区域については居 住誘導区域から除外します。

● 川部市街地の工業専用地域

◆都市計画図:川部市街地

# 

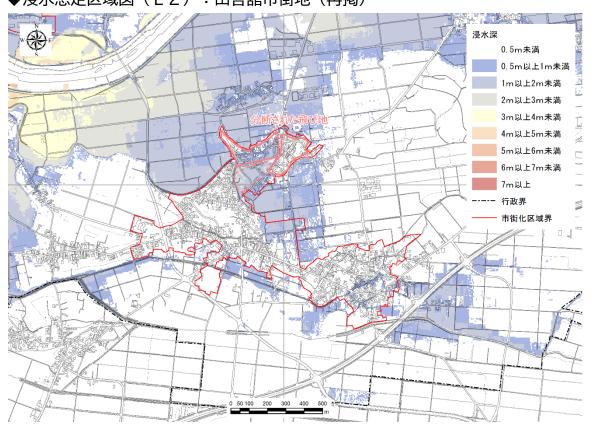
資料:田舎館村「都市計画図」

#### ウ. 他の判断要因から除外した区域によって分断された飛び地

他の除外要因から発生する小規模な飛び地状の区域については、土地利用の一団性の観点から、隣接する除外区域と合わせて居住誘導区域に含めないものとします。

● 田舎舘市街地の八反田字古舘地内(2m以下の浸水想定を除外することにより 発生する飛び地2か所)

#### ◆浸水想定区域図( L 2 ):田舎舘市街地(再掲)



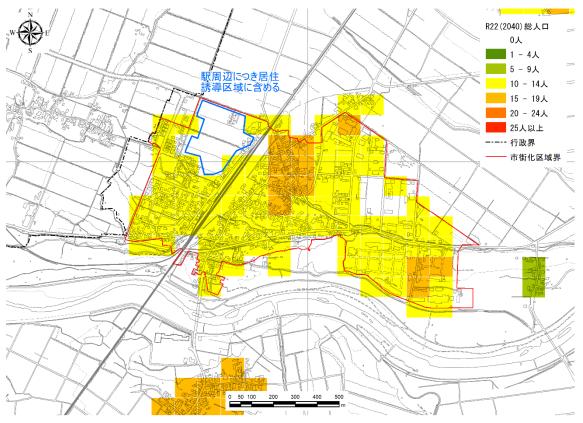
資料:田舎館村「洪水ハザードマップ」作成データ

#### ③ 人口密度の維持が見込まれるか

居住誘導区域を指定しようとする市街化区域にあって、上記①②に該当しない可住地であるにも関わらず、平成27(2015)年時点で人口密度が極めて低く、将来にわたって宅地化の見込みがない一団の区域については、「人口密度の維持が見込まれない区域」として居住誘導区域から除外します。ただし、鉄道駅周辺の区域及び人口密度の高い区域に隣接する区域は居住誘導区域に含むものとします。

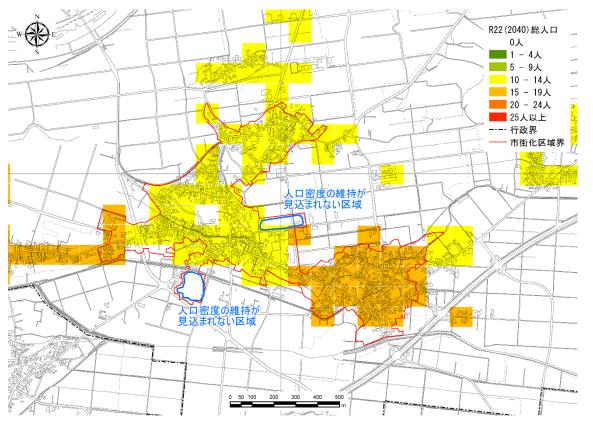
- 田舎舘市街地の田舎舘字前川地内の低未利用地(畑)
- 田舎舘市街地の八反田字古舘地内の低未利用地(畑)…①と重複
- 田舎舘市街地の畑中字藤本地内の低未利用地(太陽光発電・畑)…①と重複

# ◆将来人口分布図(川部市街地): 令和 22 (2040) 年



資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯数予測ツール」

#### ◆将来人口分布図(田舎舘市街地): 令和 22(2040) 年



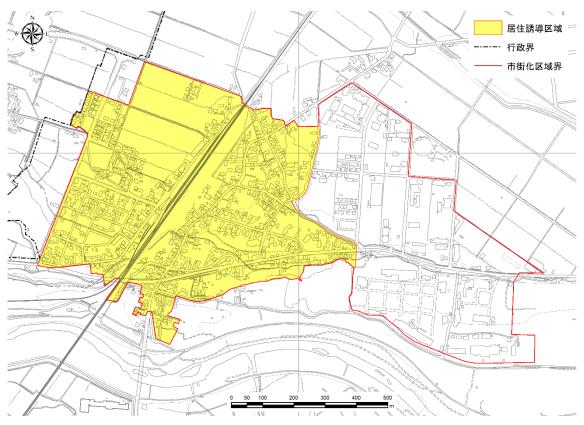
資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯数予測ツール」

# 2. 居住誘導区域の設定

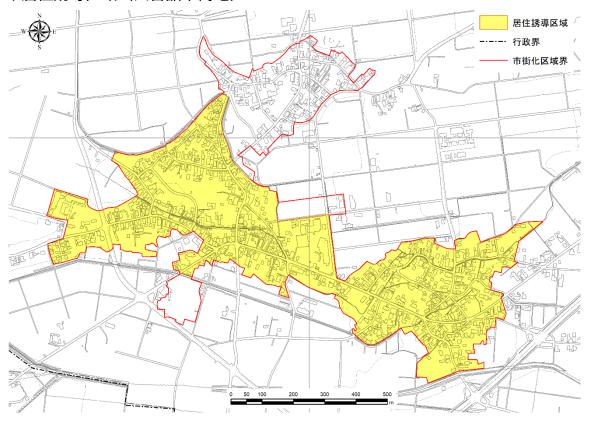
「1. 居住誘導区域の設定方針」で定めたとおり、現在の市街化区域を基本として 居住誘導区域を設定します。

区域界の設定にあたっては、現在の市街化区域界の他、地形地物界、用途地域界、 事業区域界等を用いることとします。また、区域の一団性を確保するため、穴抜きに よる区域設定は行わないこととします。

# ◆居住誘導区域(川部市街地)



# ◆居住誘導区域(田舎舘市街地)



5-	1	<b>2</b>

# 第6章

都市機能誘導区域

## 1. 都市機能誘導区域の設定方針

## (1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、行政・福祉・子育て支援・医療・商業等の様々な都市機能増進施設について、都市の拠点となる地区に誘導・集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図り、都市の持続性の向上を図るために定める必要があります。

「立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)」等では、都市機能の誘導区域の望ましい区域像として以下の考え方が示されています。

#### ◆都市機能誘導区域の望ましい区域像 (「立地適正化計画作成の手引き」より)

各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

#### ◆都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域と範囲(「都市計画運用指針(第 11 版)」より)

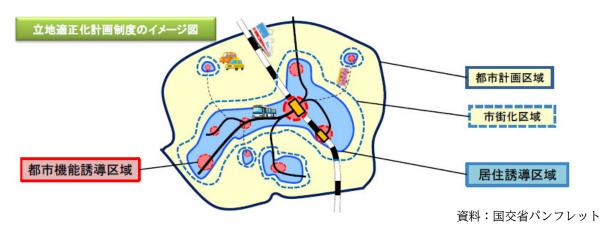
#### 【区域】

- ・ 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程 度充実している区域
- ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- ・都市の拠点となるべき区域

#### 【範囲】

一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が 容易に移動できる範囲

#### ◆都市機能誘導区域と他の区域との関係性



## (2) 都市機能誘導区域の設定方針

前項の都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方を踏まえ、第4章まちづくりの基本方針の「都市の骨格構造」を受けて本村における都市機能誘導区域の設定方針を整理します。

## ① 都市機能誘導区域設定の視点

## 《交通ネットワーク上の位置づけ》

本村の公共交通ネットワークは鉄道とバスにより構成されています。

鉄道は村の西部に青森市と弘前市を結ぶJR奥羽本線が、東側に黒石市と弘前市を結ぶ弘南鉄道弘南線がそれぞれ通っており、JR奥羽本線は川部駅、弘南鉄道弘南線は田舎館駅・田んぼアート駅の2駅が村内に立地しています。JR川部駅は市街化区域内に、弘南線の2駅は市街化調整区域に立地しています。

バス路線も鉄道と同様に、弘前市と黒石市の中間にある本村の位置づけに合わせて、 2市間の都市間バスネットワークの経由地となっており、複数の路線が村内を通って います。

川部と田舎館の2つの市街地の拠点の交通ネットワーク上の位置づけについては、 JR川部駅周辺は鉄道とバスを結ぶ交通結節拠点、村役場周辺は鉄道駅からは離れて いますが複数のバス路線が集中するバス交通の結節点となっています。

#### 《都市計画マスタープランにおける位置づけ》

令和3 (2021) 年7月に策定した都市計画マスタープランの将来都市構造では、商店街を形成しているJR川部駅西側を「商業拠点」、行政文化施設が集積する村役場周辺を「行政拠点」と位置づけており、その他の田舎館村工業団地を「工業拠点」、道の駅周辺を「観光・レクリエーション拠点」、国指定遺跡垂柳遺跡周辺を「歴史文化拠点」と位置づけています。

#### 《都市機能誘導区域の設定方針》

本村の市街地は川部市街地と田舎舘市街地の2つに分かれており、それぞれの市街地の拠点は前者がJR川部駅周辺、後者は田舎館村役場周辺です。

コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを実現するため、第5章で定めた居住誘導区域内にあって、都市の中心拠点を構成する2つの拠点、「**商業拠点**」(JR川部駅周辺)と「**行政拠点**」(村役場周辺)に、それぞれの拠点の特徴に応じて行政・福祉・子育て支援・医療・商業等の様々な都市機能増進施設を誘導・集約する「都市機能誘導区域」を指定します。

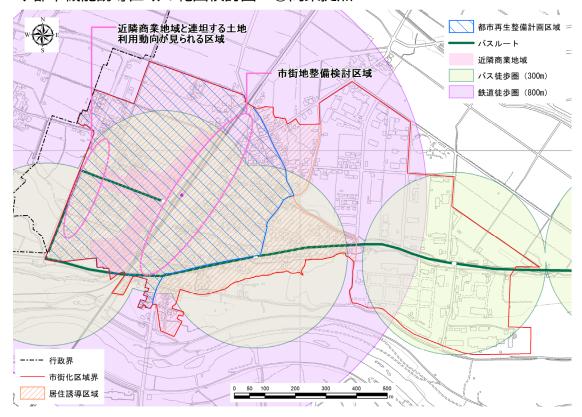
なお、区域界設定にあたっては、地形地物を基本として用途地域界等も用いて設定 します。

## ② 都市機能誘導区域の範囲

商業拠点(川部)と行政拠点(田舎舘)の2つの拠点における都市機能誘導区域の 範囲の考え方は以下のとおりです。

#### 《都市機能誘導区域の設定範囲:①商業拠点》

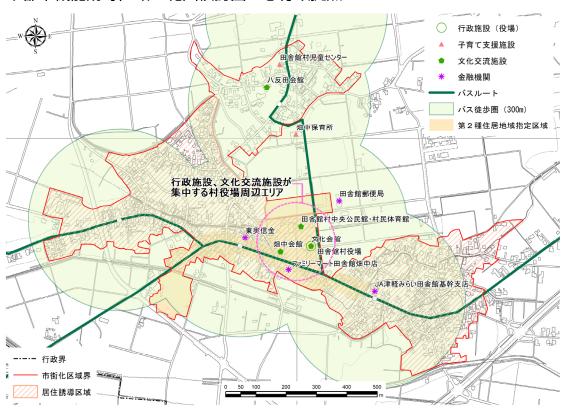
- A) JR川部駅から800m(駅徒歩圏)かつバス停から300m(バス徒歩圏)の重複 する範囲内を基本とする
  - →JR川部駅を中心とした交通結節機能の高い範囲を基本として都市機能誘導区域を設定します。
- B) 近隣商業地域指定区域を含む
  - ➡村内で唯一商業系用途地域として指定されている近隣商業地域は商業・業務機能を立地誘導すべき区域として都市機能誘導区域に含めます。また、近隣商業地域と連坦した土地利用が進んでいる区域についても合わせて都市機能誘導区域に含めます。
- C) 都市再生整備計画区域のうち駅直近の区域を含む
  - ➡都市再生整備計画の計画区域のうち、駅周辺の区域については川部操車場跡地を 活用した交通広場整備や宅地開発等が検討されており、事業推進の観点から都市 機能誘導区域に含めます。
- ◆都市機能誘導区域の範囲検討図 ①商業拠点



#### 《都市機能誘導区域の設定範囲:②行政拠点》

- a) 村役場周辺のバス停から300m(バス徒歩圏)を基本とする
  - ➡村内の各集落や周辺自治体からのバス路線が集中し、アクセスが容易な村役場周辺を基本として都市機能誘導区域を設定します。
- b)村役場及び隣接する公共施設を含む
  - ➡村役場は村唯一の行政窓口であり、文化会館も併設されています。また村役場に 隣接して合築整備された田舎館村中央公民館・村民体育館には図書館や集会施設 が整備されるなど、村役場周辺エリアは行政文化機能を担うエリアとなっている ことから都市機能誘導区域に含めます。
- c)第2種住居地域の範囲
  - ➡村役場周辺を含む第2種住居地域が指定された区域は、田舎舘市街地の中心において、多様な都市機能を担う施設の立地を許容する土地利用を誘導する区域であることから都市機能誘導区域に含めます。

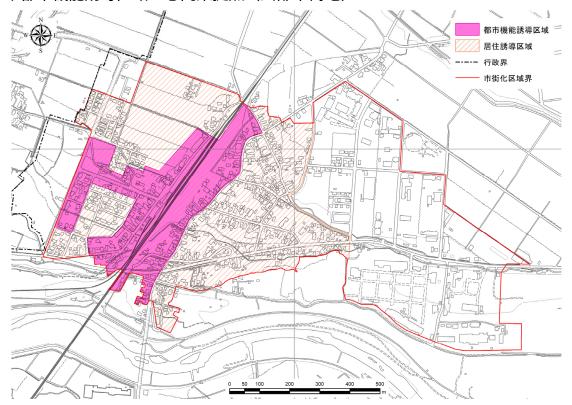
#### ◆都市機能誘導区域の範囲検討図 ②行政拠点



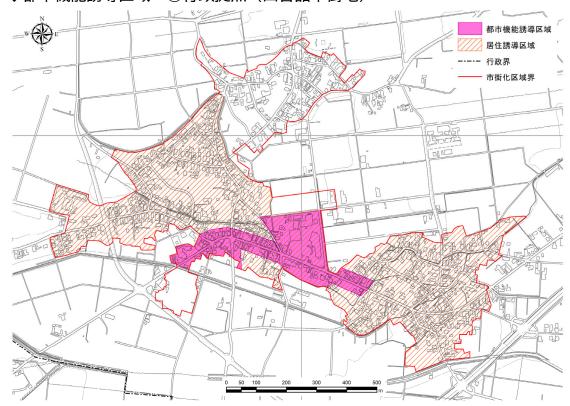
## 2. 都市機能誘導区域の設定箇所

上記設定方針を踏まえ、本村の都市機能誘導区域を下図のとおり設定します。

## ◆都市機能誘導区域 ①商業拠点 (川部市街地)



## ◆都市機能誘導区域 ②行政拠点(田舎舘市街地)



## 3. 誘導施設の設定方針

## (1)誘導施設設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域の設定方針で、まちの中心拠点である商業拠点(川部市街地)と 行政拠点(田舎舘市街地)の2つの拠点に、都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」 を設定しました。

本項では、まちづくりの課題に対応し都市の魅力向上を図るため、都市機能誘導区域に誘導する都市機能増進施設(以下、「誘導施設」という)の設定を行います。

都市再生特別措置法において、誘導施設は「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

また、都市計画運用指針(第 11 版)においては、誘導施設について、以下のような考え方が示されています。

#### ◆誘導施設の基本的な考え方「都市計画運用指針(第11版)」より

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

## (2) 田舎館村における誘導施設の設定方針

## ① 都市機能分類別対象施設

村民が都市的な利便性を享受するために必要と考えられる施設を都市機能ごと、必要とされる役割ごとに整理すると下表のとおりです。これらの施設から都市機能誘導 区域に誘導すべき施設(誘導施設)を抽出します。

## ◆都市機能と対象施設の例

	都市機能	対象施設の例			
/→ ~! .   .   .   .   .   .   .	・中枢的な行政機能	■村役場(本庁舎)			
行政機能	・ 日常生活を営む上で必要とな る行政窓口機能等	■支所・行政センター			
	・ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	■公共福祉施設 地域包括支援センター、保健センター、老人福祉センター等			
福祉機能	・ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能	■訪問介護施設 訪問介護、夜間対応訪問介護、訪問入浴介護、訪問 看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対 応型介護看護等			
(月頃受1及6七)		■通所介護施設 デイサービス、デイケア、認知症対応型通所介護施 設等			
		■地域密着型通所介護施設 ショートステイ、短期入所療養介護、小規模多機能 型居住介護			
	・市町村全域の住民を対象とし	■子育て世代包括支援センター			
	た児童福祉に関する指導・相 談の窓口や活動の拠点となる	■ファミリー・サポート・センター			
	機能	■地域子育て支援拠点			
	<ul><li>子どもをもつ世代が日々の子 育てに必要なサービスを受け</li></ul>	■児童センター(児童館)			
7 <del>*</del> ~	ることができる機能	■保育所			
子育て (支援)機能		■認定こども園			
		■小規模保育事業			
		■認可外保育施設			
		■幼稚園			
		■心身障がい児通園施設			
		■学童保育所			
	<ul><li>総合的な医療サービスを受けることができる機能</li></ul>	■地域医療支援病院			
医療機能	・日常的な診療を受けることが	■病院			
	できる機能	■一般診療所			

(次頁に続く)

	都市機能	対象施設の例
	・時間消費型のショッピング や健康ニーズ等、様々な	■大規模小売店舗
商業機能	ニーズに対応した買い物、 食事、運動を提供する機能	■小売店舗(食料品を扱う店舗)・スポーツ施設
	・日々の生活に必要な日用品 等の買回りができる機能	■コンビニエンスストア
		■中央公民館・ホール
	点となる機能・市町村全域の住民を対象と・	■文化会館
教育・ 文化機能		■博物館・美術館
/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		■図書館(分館)
	点となる機能	■映画館・劇場・観覧場

資料:国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」から作成

## ② 都市機能誘導区域の機能分布状況からみた誘導施設設定方針

前項で整理した都市機能に対応した対象施設の有無と、都市機能誘導区域内への機 能誘導の考え方を整理すると次表のとおりです。

「(区域内での立地の)維持が望ましい」は既にある機能を維持すること、「(区域内への立地の)誘導が望ましい」は機能の新たな立地の際に都市機能誘導区域への誘導を図ることをそれぞれ目的とし、あわせて誘導施設に位置づけます。

「(区域内への立地の)誘導が望ましい」に位置づけていない機能は、すでに都市機能誘導区域外に既存施設があり需要を満たしている機能や、誘導区域に限らず身近に立地していることが望ましい機能、誘導施設に定めることによって村内での立地が難しくなると考えられる機能などであり、本計画では誘導施設に位置づけないこととします。

## ◆都市機能別 機能誘導の考え方

	対象施設※	都市機能誘導区域内						都市機能誘
		商業拠点(川部) 行政拠点(田舎舘)					導区域外	
都市 機能			誘導方針			誘導方針		
1)及日亡		現況	維持が望ましい	誘導が 望 い	現況	維持が望ましい	誘導が 望まし い	現況
<b>/二元/大統</b> 会比	村役場(本庁舎)				•	•		
行政機能	行政センター・連絡所			•				
	公共福祉施設							•
福祉機能	訪問介護施設	•						•
(介護機能)	通所介護施設	•						•
	地域密着型通所介護 施設	•						•
	児童センター							•
子育て	保育園・保育所	•	•	•				•
(支援)	認定こども園			•				•
機能	幼稚園			•				
	学童保育所							•
医療機能	病院			•			•	
区/永/风化	一般診療所	•	•	•			•	
	大規模小売店舗			•				
商業機能	生鮮食料品を扱う スーパーマーケット			•			•	
	コンビニエンスストア				•			•
	金融機能(窓口あり)	•	•		•	•		
	中央公民館				•			
#h- <del>/-</del>	文化会館・ホール				•	•		
教育・ 文化機能	博物館・美術館							•
	図書館(分館)				•	•		
	地域交流施設			•				•

※対象施設は特定の施設名称を指すものではありません

## 4. 誘導施設の設定内容

前項の誘導施設の設定方針を踏まえ、都市機能誘導区域に立地を誘導する「誘導施設」 を下表のとおり設定します。併せて、それぞれの施設の定義を示します。

## ◆誘導施設及びその定義

都市機能	小分類	商業 拠点	行政 拠点	定義
	村役場(本庁舎)		•	Itt. I als NI NI both a Real for both a series
行政機能	行政センター・ 連絡所	•		地方自治法第 155 条第 1 項
子育て	保育園・保育所	•		児童福祉法第6条の3、第7条、第34条 の15、第39条
(支援)	認定こども園	•		就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律第2条
機能	幼稚園	•		学校教育法第1条
医睫线处	病院	•	•	医療法第1条の5(病床数20床以上)
医療機能	一般診療所	•	•	医療法第1条の5
	大規模小売店舗	•		大規模小売店舗立地法第2条第2項(店舗面積1,000㎡超)
商業機能	生鮮食料品を扱う スーパーマーケット	•	•	大規模小売店舗以外の①食料品の販売額が全体の70%以上②売場面積が250平方メートル以上③セルフサービス方式※商業統計における「食料品スーパー」の定義
	金融機関(窓口あり)	•	•	日本銀行法、銀行法第4条、信用金庫法 第4条、労働金庫法第6条、農業協同組 合法、株式会社商工組合中央金庫法、株 式会社日本政策金融公庫法、株式会社日 本政策投資銀行法に定める各種金融機関
	中央公民館		•	社会教育法第23条の2
教育・文化	文化会館・ホール		•	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2条第1項
機能	図書館(分館)		•	図書館法第2条第1項
	地域交流施設	•		住民相互の交流の場、地域住民の活動の場とともに、地域間交流を積極的に行い、 産業の振興と地域の活性化を図る施設

# 第7章

防災指針

## 1. 防災指針とは

## (1) 防災指針の目的

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災、平成 28 (2016) 年の熊本地震など、各地で発生した大規模地震により、突然襲ってくる自然災害への備えの重要性を再認識させられました。また、津波災害が懸念される海岸部では東日本大震災における津波災害の経験を踏まえた津波防災地域づくりへの取組み、都市直下型地震が想定される都市圏では、大規模災害発生後に迅速な復興をするための事前復興などの取組みが平時より進められています。

また、近年では全国各地で想定外の集中豪雨等による河川堤防の決壊や土石流の発生など、水災害や土砂災害が激甚化、頻発化しており、住民の生命や財産、社会経済への被害が大きなものとなっています。そのため、水災害に備える防災・減災が防災まちづくりの主要なテーマとなっています。

今後も気候変動の影響により水災害の激甚化は続くものと考えられ、河川改修など 従来のインフラの整備だけでは対応できない規模の水災害に備えることが必要と なっています。

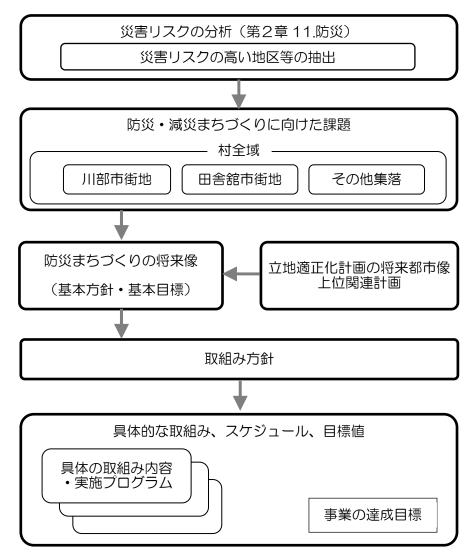
この防災指針は災害ハザードエリアにおける開発規制や同エリアからの移転の促進、防災施策との連携強化など防災・減災まちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じていくための指針です。今後発生が想定される最大規模の災害に備えるため、防災・減災の取組み方針及び地区ごとの防災・減災の課題に即した取組みを定めます。

## (2) 策定の流れ

本指針は、国土交通省より示された「立地適正化計画作成の手引き」に基づき以下 の手順により策定しています。

- ① 村全域を対象とした災害リスクの分析・評価を実施し、災害リスクの高い地区の抽出
- ② 居住誘導区域内の災害リスクの高い地区について、地区ごとの防災・減災の課題の整理(見える化)
- ③ 防災まちづくりの将来像を見据え、防災・減災に関する基本的な取組み方針を定める(取組み方針はハード対策、ソフト対策、土地利用規制等の個別の取組みの3つに分類)
- ④ 具体の取組みに関しての実施プログラムを示し、概ねの事業の目標達成時期を 設定

#### ◆防災指針策定の流れ



## 2. 防災・減災まちづくりに向けた課題

## (1) 本村の防災・減災の課題

災害リスク分析の結果、本村の市街地や集落において、最も高いリスクとなる災害は洪水です。洪水そのものの発生を防ぐ河川改修等の推進は国・県・流域自治体の連携による長期にわたる取組みが課題となりますが、洪水は地震や地震に伴う津波などと異なり、事前に発生の兆候を掴むことが可能な災害であり、避難対策を充実することにより人的リスクを回避することが可能です。

しかしながら、村内の避難対策の状況を確認したところ、洪水に対応可能な避難場所・避難所等の配置に課題があります。具体的には、洪水時に対応可能な収容力のある避難所は田舎舘市街地に集中しており、川部市街地には洪水に対応可能な避難所はありません。

このため、2つの市街地で防災の観点からバランスのとれた避難所の整備が課題となります。また、整備に当たっては、高齢者等の災害時避難行動要支援者への配慮が求められます。

本計画では居住誘導区域を川部市街地と田舎舘市街地に定めることとしていますが、川部市街地に関しては、田舎舘市街地と異なり、浅瀬石川に近いことから浸水想定区域を含む形で区域設定をせざるを得ません。そのため、開発や建築にあたって、地盤の嵩上げ等の対策が講じられるよう、指導や誘導を図っていくことが課題となります。また、市街化調整区域にあって、建築の規制を緩和している指定区域のうち、洪水の被害が甚大であると想定される区域については、市街地への居住誘導を前提として、土地利用方針の見直しを検討していくことも課題となっています。

## (2) 地区ごとの災害リスクと課題

## ① 川部市街地

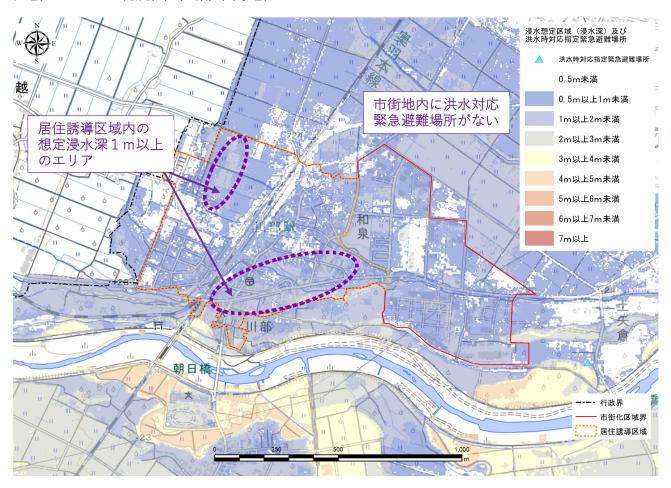
## [地区の災害リスク]

- A) JR川部駅西側と駅南東の駐在所付近で想定浸水深が1m以上(L2)と予測されている
- B) 川部市街地内に、洪水時に対応可能な緊急避難場所が定められておらず、市街地内での避難が困難
- C) 洪水に対応した収容人員の多い避難所は浅瀬石川を越えた南側の田舎舘市街地にあり、 川を渡る避難路が限定されている
- D) 川部市街地内では、浸水により通行できなくなる道路があると考えられる

## [地区の防災の課題]

- 防災・減災対策
  - ▶ 洪水に対応可能な指定緊急避難場所までの安全な避難路の確保
  - > 浅瀬石川北側の防災拠点の形成
  - > 浸水想定区域における建築に対する地盤嵩上げ等の誘導
- 安全確保対策
  - 洪水に対応可能な指定緊急避難場所及び避難所の整備
  - ⇒ 洪水ハザードマップ、標識等の設置による洪水リスクの周知

## ◆地区のリスク現況図(川部市街地)



資料:田舎館村「洪水ハザードマップ」作成データ、田舎館村「地域防災計画」

## ② 田舎舘市街地

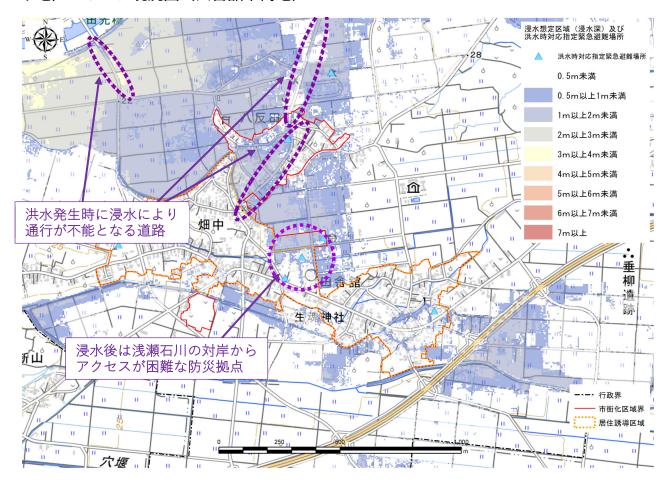
#### [地区の災害リスク]

- A) 田舎舘市街地の北部で最大規模の降雨時に想定浸水深が1m以上(L2)と予測されている
- B) 田舎舘市街地内には洪水時に対応した避難場所が複数ありますが、浅瀬石川の北側の市 街地や集落からの避難路に浸水深の深いエリアがあり、浸水後はアクセスが困難となる

#### [地区の防災の課題]

- 防災・減災対策
  - > 村役場周辺の防災拠点機能の維持向上
  - ▶ 防災拠点周辺の機能を支える避難路等の確保
- 安全確保対策
  - ▶ 感染症に対応した避難所収容人員の確保
  - ▶ 長期避難への対応

## ◆地区のリスク現況図(田舎舘市街地)



資料:田舎館村「洪水ハザードマップ」作成データ、田舎館村「地域防災計画」

## ③ その他の集落(豊蒔・大袋・大根子地区)

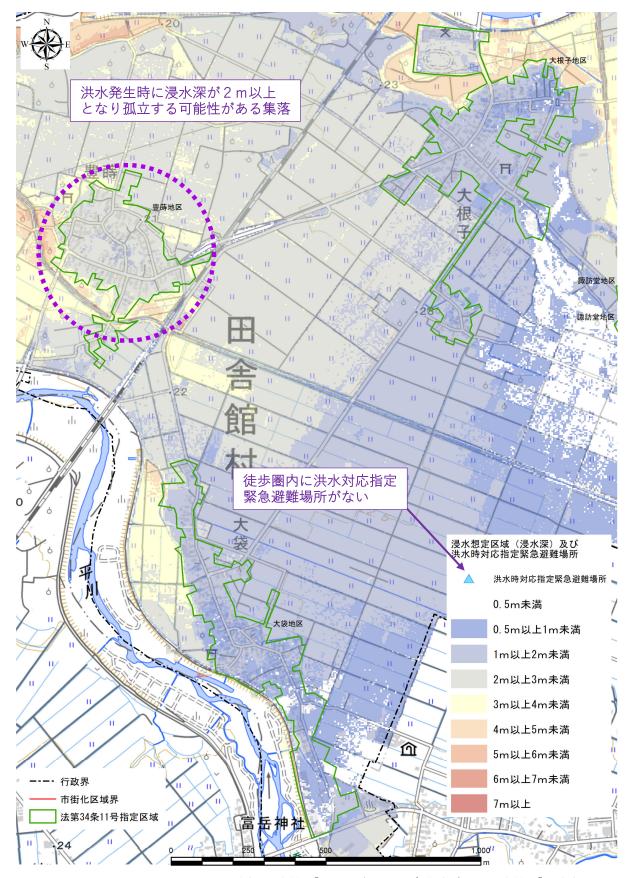
#### [地区の災害リスク]

- A) 都市計画法第34条第11号指定区域のうち、豊蒔地区・大袋地区・大根子地区の3集落 は想定浸水深2m以上(L2)となるエリアを含んでおり、徒歩圏内に洪水に対応可能な 避難場所が配置されていない
- B) 当該3集落は浅瀬石川と平川の合流点に位置しており周囲は水田に囲まれているため、 避難路が限定される
- C) 当該3集落のうち、豊蒔地区は全域が想定浸水深2m以上(L2)、一部は3m以上となっており、浸水時には孤立する危険性がある

## [地区の防災の課題]

- 防災・減災対策
  - ▶ 洪水時に対応可能な指定緊急避難場所までの安全な避難路の確保
  - > 浅瀬石川北側の防災拠点の形成
  - ▶ 浸水想定区域における建築に対する地盤嵩上げ等の誘導
- 安全確保対策
  - ▶ 洪水時に対応可能な指定緊急避難場所及び避難所の整備
  - ▶ 洪水ハザードマップ、標識等の設置による洪水リスクの周知

## ◆地区のリスク現況図(豊蒔・大袋・大根子地区)



資料:田舎館村「洪水ハザードマップ」作成データ、田舎館村「地域防災計画」

## 3. 防災まちづくりの将来像、取組み方針

## (1) 防災まちづくりの将来像

災害に強いまちづくりを推進するため、これまで以上にハード対策・ソフト対策の 両面から施策を総合的に展開し、リスクの回避・低減に努める必要があります。

そのためには、リスク分析の結果や地区の防災の課題を踏まえ、行政と地域住民が 地域の災害リスクを認識・共有し、今後の土地利用規制の見直しや居住誘導施策を進 めていくことが重要です。

防災まちづくりの将来像、基本方針、基本目標を以下のとおり定め、これを実現するための施策を推進していきます。

#### 防災まちづくりの将来像

村民が将来にわたって安全・安心に暮らし続けられるよう、現存する災害リスクを認識し、村民と行政がともに手を携えて災害に強いまちづくりを進めます。

#### 基本方針

- すべての村民の命を守る避難対策の充実
- 想定される最大規模の災害リスクを前提とした災害に強い市街地の形成

#### 基本目標

- 災害リスク分析に基づく避難場所、避難所の適切な配置
- 想定される最大規模の水害に備えた避難対策の充実
- 災害リスクの分析に基づく適切な土地利用規制誘導の検討

## (2) 取組み方針

以下の取組み方針に基づき、ハード・ソフトの両面から防災・減災・安全確保対策の充実を図ることにより、コンパクトで安全性の高い市街地等の形成を目指します。

## ① 災害リスクに対する対応方針

居住誘導区域の防災対策・減災対策・安全確保対策の充実につながる具体の取組みを方針として位置づけるものとし、発災後の災害復旧や居住誘導区域外の取組みなどについては地域防災計画、国土強靱化地域計画、各種施設整備計画等の個別計画に委ねるものとします。

## ② 各対策の方針

#### 〔ハード対策の方針〕

水害の発生を予防する河川改修などのハード対策については、国・県が中心となって行う事業であることから、本村も構成員として参加する岩木川流域治水協議会を通じて事業を推進します。

村独自のハード対策の取組みとしては、緊急避難場所・避難所としての機能を担う 公共施設の整備、避難路の案内を行う標識の設置、公共施設における雨水貯留の推進、 農地を活用した雨水貯留機能の向上などを推進し、流域全体の治水能力の向上に寄与 します。

#### 〔ソフト対策の方針〕

川に囲まれた本村は、いったん川があふれると短時間で浸水することが想定されていることから、早めの避難が必要となります。村民の命を守るため、洪水ハザードマップを活用した災害リスクの周知を図るとともに、時系列で避難行動を検討する「マイ・タイムライン」の作成などを通じて、早期避難の必要性についての意識啓発を行います。

#### 〔土地利用規制等の方針〕

市街化区域内の浸水想定区域については、想定最大規模(L2)で1mを超える浸水が想定されている区域は原則として居住誘導区域に含めないこととします(第5章参照)。市街地としての一体性から居住誘導区域に含むこととした川部市街地の浸水想定区域については、予想される浸水深に応じた地盤高となるよう、造成や施設立地にあたっては嵩上げを誘導します。

その他、市街化調整区域における都市計画法第34条第11号区域のうち、防災対策・減災対策により対応できない被害が想定される地区については、地元住民と協働により将来的な土地利用規制の見直しの検討や、被災後の復興まちづくりの検討を行う復興事前準備への取組みなども視野に入れた防災まちづくりの機運醸成に努めます。

# 4. 具体的な取組み、スケジュール

## (1) 具体的な取組み及びスケジュール

取組み方針に基づき、実施する具体的なハード・ソフト対策の取組み及びスケジュールは以下のとおりです。

## ◆実施プログラム:村全域

		取組み		スケジュール			
大分類	小分類	内容	実施 主体	短期 (全年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
	ハード・ソフト	河川整備の推進(国) ・国土交通省東北地方整備局「岩木川水系河川整備計画 (大臣管理区間)」(H19)に基づいて進められている岩木川水系の各河川の整備について、計画に位置づけられた河道の計画流量を流下させるための整備の推進を要請 ・流域自治体及び住民の参加による川づくりへの取組みの推進	田				
防災•減災対策	ハード・ソフト	河川整備の推進(県) ・青森県「岩木川水系河川整備計画(指定区間:弘前圏域)」(H26.3)に基づいて進められている岩木川水系各河川の県管理区間の整備について、計画に位置づけられた河道の計画流量を流下させるための整備推進の要請 ・流域自治体及び住民の参加による川づくりへの取組みの推進	県				
	ハード・ソフト	岩木川水系流域治水プロジェクトの推進(岩木川流域治水協議会) ・岩木川流域治水協議会を構成する国・県・関係自治体との連携強化 ・流域全体の治水力向上を目指して「岩木川水系流域治水プロジェクト(R4.3)」の推進	国• 県•関 係自治 体				
	ハード	雨水流出量の抑制 ・流域全体の治水力を向上させるため、雨水貯留施設の整備や田んぼダムを実現する関連施設の整備、雨水浸透性舗装の採用など、雨水流出量抑制につながるハード対策の充実	村				

		取組み	実施	スケジュール			
大分類	小分類	内容	主体	短期 (全年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
<b>哈</b>	ハード	避難路の確保 ・市街地や集落地内の狭あい道路、行き止まり道路の解消などにより緊急車両の進入路や避難路の確保 ・浸水想定区域と避難場所を結ぶ避難路に関しては、歩行による避難の安全を確保するため、幅員の確保や排水溝などの危険個所の解消推進	村				
( 減災対策	ハード	洪水標識・避難場所案内の設置 ・浸水の可能性を周知するため、居住誘導区域等の道路 各所に、付近の避難場所の案内表示を兼ねた洪水標識 (想定浸水深を示す)の設置	村				
	ソフト	グリーンインフラの整備推進 ・居住誘導区域内等に保水機能を有する都市空間を創出するため、公園緑地やコモンスペースの緑化支援	村村民等				
	ハード	防災拠点の整備 ・感染症対策を確保しつつ、洪水時の避難に対応可能な避難所の収容人員の確保 ・村役場周辺を防災拠点に位置づけ、既存の避難所の充実に努めるとともに、川部市街地に新たな副次的な防災拠点の形成の検討	村				
安全確保対策	ソフト	災害リスクの周知  ・村が作成した洪水ハザードマップを活用し、洪水のリスクについての周知	村村民等				
保対策	ソフト	マイ・タイムラインの作成等による意識啓発 ・発災が予想できる洪水で命を守る避難の実現 ・時系列で防災行動計画を考える「マイ・タイムライン」 の作成を通じて、早期避難に向けた意識啓発と切迫避 難者の発生を防止	村民等				
	ソフト	避難行動要支援者の避難対策の充実	村村民等				

## ◆実施プログラム:居住誘導区域等(地区別)

	取組み				スケジュール		
大分類	小分類	内容	主体	地区区分	短期 (全年)	中期 (10年)	長期 (20年)
		避難路の確保 ・市街地や集落地内の狭あい道路、行き 止まり道路の解消などにより緊急車		1.川部市街地			
	ハード	両の進入路や避難路の確保 ・浸水想定区域と避難場所を結ぶルート に関し、歩行による避難の安全を確保	村	2.田舎舘市街地			
		するため、幅員の確保や排水溝などの危険個所の解消推進		3.その他集落			
		洪水標識・避難場所案内の設置 ・浸水の可能性を周知するため、居住誘		1.川部市街地			
防	ハード	導区域等の道路各所に、付近の避難場 所の案内表示を兼ねた洪水標識(想定 浸水深を示す)の設置	村	2.田舎舘市街地			
防災・i				3.その他集落			
減災対策		グリーンインフラの整備推進 ・居住誘導区域内等に保水機能を有する都市空間を創出するため、公園緑地やコモンスペースの緑化支援	村民等	1.川部市街地			
*	ソフト			2.田舎舘市街地			
				3.その他集落			
		浸水想定に基づく事前防災型防災まちづくりへの取組み		1.川部市街地			
	土地利用	・最大規模降雨時に甚大な浸水が想定される区域において、住民へのリスク周知・地盤面の嵩上げを伴う整備や土地利用方針の見直し等を含む事前防災型の防災まちづくりの機運醸成		2.田舎舘市街地			
				3.その他集落			
		防災拠点の機能強化		1.川部市街地			
#	ハード	•村役場周辺の防災拠点機能の維持、強化	村	2.田舎舘市街地			
全確		を図り、災害に強いまちづくりの推進		3.その他集落			
安全確保対策		副次的な防災拠点の整備 ・村役場周辺の防災拠点機能を補完する		1.川部市街地			
東	ハード	副次的な防災拠点形成の検討 ・洪水時に対応できる避難所の機能を果	村	2.田舎舘市街地			
		たす公共施設整備の検討		3.その他集落			

# 第8章

誘導施策

## 1. 誘導施策の設定方針

## (1)誘導施策の基本的な考え方

誘導施策については、都市再生特別措置法の改正を契機に国において都市のスポンジ 化対策や遊休空間の活用にかかる施策等、従来の施策の拡充、新たな施策の創設が行わ れています。本計画を推進するにあたっては、これらの施策の有効性を考慮しつつ、効 果的に展開していきます。

なお、都市機能や居住の誘導については、誘導区域の魅力が高まるまちづくりを進めることとし、従来の都市計画制度による規制誘導よりも緩やかな誘導を図ります。

## (2)誘導施策の設定方針

誘導施策の設定は、第4章で定めた3つのまちづくり方針に沿って進めることとします。

## ① 各拠点の魅力向上による、人が集まる拠点づくりの推進

田舎館村公共施設等総合管理計画に基づき、人口減少やライフスタイルの多様化等、 住民ニーズの変化に対応して、公共施設等の機能の見直しや複合化、再配置を進め、 2つの拠点の都市機能誘導区域に人が集まる場の整備を進めます。

土地区画整理事業が実施されたJR川部駅西側、川部操車場跡地における宅地開発が検討されているJR川部駅東側周辺については、行政拠点である役場周辺と比べて公共施設等の配置が不足していることから、各種支援策を活用して、施設整備を推進します。

## ② 歩いて暮らすことのできるまちづくりの推進

2つの都市機能誘導区域に、生活を支える都市機能の集約を推進し、コンパクトな 拠点を形成することにより、周辺の居住誘導区域から徒歩で利用できる都市機能の充 実を目指します。

あわせて、都市機能誘導区域における歩行者の安全性確保のために、歩道や駅などの主要交通結節点のバリアフリー化や歩行空間の確保を推進します。また、誰もが歩きやすく、マイカーに依存しないまちづくりを進めることにより村民の健康寿命の伸長を目指します。

## ③ 市街地の密度低下を防ぐ人口減少対策の推進

都市が多様な都市機能を持続的に提供される場所であり続けるためには、人口密度の維持が不可欠です。村では、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2 (2020)年3月改訂)に基づき、都市人口の減少対策を推進していますが、今後とも同戦略に基づく人口減少対策を推進します。

## 2. 誘導施策の設定内容

前項の設定方針に基づき、本計画に位置づける各施策の内容は以下のとおりです。今後、これらの施策を展開していくことによって、目指すべき将来像の実現を目指します。

## (1)都市機能を誘導するための施策

## ① 公共施設の適正配置と維持管理

「田舎館村公共施設等総合管理計画」等との連携・整合を図り、施設の老朽化や利用 実態の変化、ニーズの変化などに対応して、施設の機能の見直しや複合化、再配置等を 推進します。施設の再配置を行う際には、都市機能誘導区域への配置を推進します。

- 施設の長寿命化のため、予防保全型の管理や効率的な維持管理の推進
- まちづくり主体の活性化と、公共施設の民間代替可能性の検討
- 公共施設の集約化・複合化・統廃合・転用・廃止も視野に入れた効率的・効果的な機能 再編による施設総量の最適化
- 公共施設の防災機能の確保、緊急避難場所・避難所の不足地区における施設配置の検討

### ② 起業や出店への支援

マイカーに依存した都市構造について、要因の1つとなっている村外店舗等への購買力の流出を抑制するため、村内における経済活動の活性化を目指す「田舎館村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、起業支援、出店支援を推進します。なお、起業や出店にあたっては、都市機能誘導区域への誘導を図ります。

- 創業者向け助成金の活用や融資制度の新設
- 6次産業化、地産地消の推進
- 遊休地の情報把握と積極的な情報の提供
- 商店街の拡充と起業の促進

## (2) 居住を誘導するための施策

## ① 新規居住者への支援等による人口減少対策

人口減少が不可避である本村では「田舎館村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により地方創生施策を着実に推進し、一定の成果を挙げてきました。今後は、市街地の人口密度を維持する観点から、移住・定住者の居住誘導区域への誘導を推進します。

- 居住誘導区域内の定住住宅取得者への支援検討
- 移住お試しハウス制度の活用、UIJターン助成金の導入等による移住の推進
- 首都圏等大都市圏における移住セミナーの実施
- ウィズコロナ、アフターコロナの新しい働き方に対応した移住、多拠点居住の提案推進

#### ② 安心して住み続けられる居住環境の形成

全ての世代が安全・安心に住み続けられる、快適で良質な居住環境の形成を図り、 市街地人口の維持を図ります。子育て世代に選ばれる村を目指して、子育てに適した 市街地整備を図ります。

- 居住誘導区域における戸建て住宅を中心としたゆとりのある住宅地の供給
- 安全で快適な生活道路、歩行空間の整備
- 災害時の緊急避難場所ともなる身近な公園の整備と適切な維持管理
- 大規模洪水に対応可能な避難所の整備
- 市街地の浸水想定区域における、事前防災型まちづくりの機運づくり

### ③ 市街地のスポンジ化抑制

#### 1)空き家・空き地対策の推進

市街地の空き家・空き地や低未利用地の増加等、市街地のスポンジ化を抑制するため、「田舎館村空家等対策計画」との連携により、空き家・空き地等の適正管理や利活用、危険な空き家の除却等を促進します。

- 所有者に対する空き家・空き地発生予防、空き家・空き地の管理適正化や遊休不動産の活用に向けた意識啓発の推進
- 空き家・空き地の利活用に向けた弘前圏空き家・空き地バンクへの登録促進
- UIJターン等、新規居住者に対する空き家・空き地情報の提供
- 田舎館村空き家・空き地利活用事業費補助金の活用による、空き家・空き地の購入支援、空き家の解体支援等促進
- 官民連携による空き家・空き地活用に向けた取組みの検討

#### 2)「低未利用土地利用等指針」による土地の有効利用

誘導施設や住宅の立地誘導を図るため、居住誘導区域内の低未利用地の管理について地権者に勧告を行うことができるよう、「低未利用土地利用等指針」の作成を検討します。

## ④ 国の補助金等を活用した事業の実施

誘導施策の効果的な推進を図るため、国の補助金等を活用した事業の実施を検討します。

## (例1)都市再生整備計画事業【社会資本整備総合交付金】

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれる まちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することによ り、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とす る事業。

○事業主体:市町村、市町村都市再生協議会等

○国 費 率:40% (国の重要施策に適合する事業については 45%)

#### (例2)都市構造再編集中支援事業【補助金】

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共施設の誘導・整備、防災力強化の取組み等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

○事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

○国 費 率:50%(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

#### (例3)まちなかウォーカブル推進事業【社会資本整備総合交付金・補助金】

都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間へと転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、街路・公園・広場の既存ストックの修復・ 利活用を重点的・一体的に支援する事業。

○事業主体: 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会等

【補助金】都道府県、民間事業者等

○国 費 率:50%

#### 【国の補助金等を活用する主な事業等】

- 都市再生整備計画「JR川部駅周辺地区」(令和5(2023)年度~)
- 都市構造再編集中支援事業「JR川部駅周辺地区」(令和5(2023)年度~)

## (3)公共交通への施策

鉄道・路線バス主体の公共交通について、将来にわたって持続性を確保していくため、周辺自治体と連携した利用促進に努めます。また、高齢化による交通弱者の増加に対応した移動手段の確保を図るため、村内の拠点間や集落を結ぶバス路線の維持、需要に対応したサービス提供が可能な新たな地域交通のあり方を検討します。

人口減少下にあっても地域の活力を維持するため、周辺自治体と連携して地域の資源や公共交通を活用した観光誘客の推進に努め、交流人口の増加を目指します。

- 周辺自治体と連携した鉄道及び路線バス利用促進策の推進
- 鉄道ダイヤとの接続性を考慮したバス運行間隔の検討促進
- 周辺自治体と連携したデマンド交通の導入検討
- 鉄道沿線自治体と連携した観光誘客の推進
- 将来の高齢化に備えた新たな地域公共交通のあり方の検討

# 第9章

計画評価と進行管理

## 1. 評価指標の設定及び評価

国の都市計画運用指針においては、「計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ立地適正化計画の策定にあたり、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、同計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、立地適正化計画の評価にあたり、当該目標値の達成状況等をあわせて評価、分析する」こととされています。

本計画では、誘導施策の達成状況を評価する指標として以下の考え方に基づき目標値を設定します。

#### 【目標値の設定について】

- 目標値は客観的・定量的な指標とします
- 継続して時系列で収集・分析が可能な統計データを使用します
- 現地調査等を行う場合は、継続的に実施が可能な調査方法を検討します

## (1)目標値の設定

本計画における評価指標の目標値は以下のように設定します。

#### ◆目標値

No.	評価指標	指標の定義	基準値	目標値
1	居住誘導区域内の 人口密度	居住誘導区域全体の人口密度 *国勢調査人口(100m メッシュ)より 面積按分で算出	23.7 人/ha (2015 年)	24.0 人/ha (2040 年)
2	都市機能誘導区域 内の食料品を取り 扱う店舗の立地数	JR川部駅周辺の商業拠点に指定する都市機能誘導区域内に立地する食料品を取り扱う店舗立地数 *電話帳(i-タウンページ)記載の店舗	0店舗(2022年)	1 店舗 (2040 年)
3	J R川部駅 1 日平 均乗降客数	J R川部駅の乗降客数 *国土数値情報(国交省)より	570人 (2019年)	650 人 (2040 年)

## 目標値設定の考え方

#### 指標①:居住誘導区域内の人口密度の低下抑制

現在の人口年齢構成を基準値として、将来の居住誘導区域の人口密度の推計を行ったところ、令和22(2040)年時点の人口密度は13.8人/haと推計されました。

本計画や関連計画における施策、事業の推進により、村外からの新規移住者や災害リスクの高い集落地などからの一定の人口誘導が図り、人口減少時代にあっても市街地の人口密度の維持を目指します。

#### 指標②: 都市機能誘導区域(JR川部駅周辺の商業拠点)への食料品取扱店舗の増加

近隣商業地域が指定されているものの、食料品を取り扱う店舗が存在しない川部市 街地において、地域の日常生活を支える食料品を扱う店舗の立地を目指します。

## 指標③:JR川部駅の1日平均乗降客数の増加

川部操車場跡地を活用した交通広場整備や宅地開発の推進による、鉄道利用通勤者・通学者、観光誘客の強化による村外からの来訪者の増加により、JR川部駅の1 日平均乗降客数の増加を目指します。

## (2)効果指標の設定

施策や各目標が達成されることにより、以下の効果が期待されます。数値目標としては設定しませんが、効果指標として各アンケート実施時には効果を確認します。

## ◆期待される効果

No.	期待される効果	参考値	関連計画
1	居住継続意向「これからも ずっと住み続けたい」回答 率の向上	58.7% (2021年)	第6次田舎館村総合振興計 画策定のための「田舎館村 むらづくりアンケート」
2	総人口に対する居住誘導区 域人口の割合上昇	28.5%=2,215 人/7,783 人 (2015 年)	第2次田舎館村長期人口ビジョン(令和2年改訂版)
3	村の住みやすさ「住みよい」 回答率の向上	39.9% (2021年)	第6次田舎館村総合振興計画策定のための「田舎館村むらづくりアンケート」

#### 効果①:居住継続意向の向上

都市機能誘導区域に都市機能が集約され、居住誘導区域内で快適な居住環境が形成 されることにより、住み続けたいと考える村民の割合の向上が期待されます。

### 効果②:総人口に対する居住誘導区域人口の割合上昇

居住誘導区域内のまちづくりを優先的に推進することにより、居住誘導区域への人口誘導が図られコンパクトシティの形成が期待されます。

## 効果③:村の住みやすさに対する評価の向上

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが推進された結果として、村に住 みやすいと考える村民の割合の向上が期待されます。

## 2. 計画の見直し・進行管理について

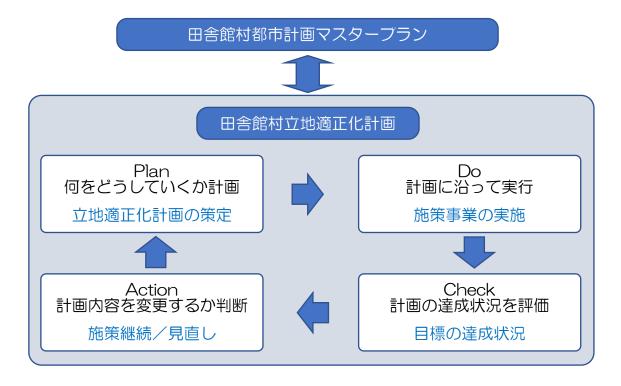
国の都市計画運用指針では「市町村は、立地適正化計画を策定した場合においては 概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価 を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましい。また、その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等に ついて検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましい。」としています。

本計画策定後は、計画の実効性を高めるため、概ね5年を目安として、村役場内の関係各課による横断的な推進会議を開催し、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)の各プロセスで計画の進捗状況をチェックし、計画の進行管理を行います。

目指すべき将来都市像や現況の都市構造に大きな変化がある場合は、都市計画マスタープランの見直しのタイミングに応じた見直しを行うものとします。

なお、評価・検証の結果は都市計画審議会に報告するものとし、必要に応じて誘導施策・誘導施設・誘導区域などの見直しを行います。また、上記の進捗確認や目標値の検証結果が、他の行政施策分野の関連計画の策定・見直しにフィードバックされるよう、関係先と共有を図ります。

#### ◆立地適正化計画における PDC Aサイクル



# 第10章

届出制度

## 1. 居住誘導区域に係る届出制度

都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、立地適正化計画区域のうち第5章で 定めた居住誘導区域外の区域において以下の開発行為、建築等行為を行う場合、これ らの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所について、村に届け出るこ とが義務づけられます。

この届出制度は建築を規制する目的ではなく、誘導区域外における開発などの動き を把握することを目的としたものです。

◆居住誘導区域外において届出の対象となる行為

## ○開発行為

- a. 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
  - 例) 3戸の開発行為



- b. 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、敷地面積が1,000 m以上のもの
  - 例) 1,300 m 1 戸の開発行為



800 m 2 戸の開発行為



## ○建築等行為

- a. 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
  - 例) 3戸の建築行為



1戸の建築行為



b. 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※国土交通省資料より作成

## 2. 誘導施設に係る届出制度

都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づき、立地適正化計画区域のうち第6章で定めた都市機能誘導区域外において同じく第6章で定めた都市機能誘導施設の開発・建築をする際には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所について村に届け出ることが義務づけられ、誘導施設の立地を適正なものとするために必要に応じて勧告を行います。また、法第 108 条の 2 の規定に基づき都市機能誘導区域内において、都市機能誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合にも、同様にその 30 日前までに村への届出が必要となります。

この届出制度は建築を規制する目的ではなく、誘導区域外における開発などの動きを把握することを目的としたものです。

#### ◆届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合は、原則として村への届出が必要となります。

#### (開発行為)

• 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### (開発行為以外の建築等行為)

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### (休廃止の届出)

都市機能誘導区域内において、前項に定めた誘導施設を休止し、又は廃止する者は30日前までにその旨の届出を行うことが必要となります。